

2010 年人権報告書：ウガンダ

民主主義・人権・労働局

2010 年国別人権報告書

2011 年 4 月 8 日

ウガンダは与党である国民抵抗運動（NRM）のヨウェリ・ムセベニ大統領率いる立憲共和国であり、人口は 3,200 万人である。2006 年の大統領選挙および議会選挙では、重大な不正が行われた。カラモジャ地方では依然として武器の流入が暴動を煽り、死傷者を出している。神の抵抗軍（LRA）は 2005 年にコンゴ民主共和国（DRC）へ移転し、ウガンダから拉致した子供たちを拘束し続けている。ウガンダ、南部スーダン、および DRC の政府は、DRC、南部スーダン、および中央アフリカ共和国（CAR）の LRA に対する軍事行動を継続している。治安部隊の一部は、文民統制から逸脱して活動する場合もあった。

国内の深刻な人権問題には、以下のようなものがある。すなわち、専断的な殺害、自警団による殺害、暴徒や民族の暴力、容疑者や抑留者への拷問や虐待、刑務所の苛酷な環境、公的な免責、専断的および政治的理由による逮捕や監禁、外部との接触の禁止や長期にわたる審理前勾留、公正な裁判を受ける権利や言論、出版、集会、団結の自由に対する制限、野党への制限、選挙に関する不正、公務員の腐敗、女性器切除（FGM）や子供の性的虐待、宗教儀式における子供の殺害などの女性や子供に対する暴力や差別、刑務所内での不法取引、障害者や同性愛者に対する暴力や差別、労働者の権利の制限、児童労働などの強制労働である。

人権の尊重

第 1 節 以下のものからの解放を含む人格の尊重

a. 専断的あるいは不法な人命の剥奪

政府あるいはその代理人が政治的理由による殺害に加担したとする報告はないが、治安部隊はデモ参加者、容疑者、抑留者、およびその他の市民を殺害した。殺害の何件かは拷問によるものだった。

治安部隊は、拘留中あるいは尋問中に容疑者を殺害した。

例えば 3 月 23 日、警察は、Gilbert Mukonyezi 容疑者に暴行を加えて死亡させた疑いで、キャングワリ準郡 Songa 駐在所の警察官 Ibrahim Massa および下級士官の David Barongo と Samuel Turinawe を逮捕した。警察による調査の後、Massa は釈放されたが、Barongo と Turinawe は過失致死罪で起訴され、審理終了まで保釈となった。

5月17日、カンパラ警察は Henry Bakasamba 容疑者を尋問中に殺害した疑いで、即応部隊 (RRU) 所属の警察官 Disinga Abagnu、David Mulwanira、Alex Muhiirwe を逮捕した。Bakasamba 容疑者は5月14日、キレカ抑留センターの警察留置場で死亡した。警察は年末の時点で、この事件の調査は継続中であると報告した。

8月20日、グル県警察は Calvin Ocwee の死亡に関連して、警察官 Joe Okello、Steven Otim Mulema、Collin Ayella を逮捕した。申立によると、Ocwee はバイク窃盗罪で逮捕され、拷問を受け死亡した。裁判所はこれらの警察官を殺人の罪に問い、審理終了まで拘置所に戻した。

治安部隊が警察活動の遂行やデモ隊の解散を目的として、実弾の使用を含む過剰な実力行使を行い、死者が出る結果となった。

例えば3月17日、ムセベニ大統領の先遣隊のメンバーがカスビのブガンダ王国歴代国王の墓に集まった群集に発砲した。国王の墓はこの前日の5月16日、火災で焼失していた。この発砲で Cornelius Kayanja、Haruna Kakumba、および身元不明に人物1人が殺害されたほか、5人が負傷した。12月2日、政府委員会は事件の調査を開始したが、年末の時点では何の活動も行われていなかった。

4月2日、キソロの特別警察官 (SPC) は Evarito Mihigo に暴行を加え、死亡させた。申立によると、Mihigo が逮捕に抵抗したためである。4月7日、キソロ裁判所はこの警察官を殺人の罪に問い、拘置所に戻した。7月9日、裁判所はこの件を証拠不十分で棄却した。

9月12日、ブギリ警察は NRM の予備選挙中に群集に向けて実弾を発砲し、1人が死亡した。捜査や懲戒処分は報告されていない。

9月7日、ホイマ警察はブリティッシュ・アメリカン・タバコ (BAT) ・ウガンダのストライキを解散させるため、実弾を使用した。Dennis Bazara、Benard Byabasaija が死亡したほか、数人の負傷者が出た。過剰な実力行使を行ったとして、当局は警察官の Augustine Kasangaki、Luke Mbusa、Romeo Ojara を逮捕した。9月15日、ホイマ警察懲戒法廷は Kasangaki、Mbusa、および Ojara を過失致死の罪に問い、拘置所に戻した。(第7節bを参照)

治安部隊とウガンダ人民防衛軍 (UPDF) による過剰な実力行使と無差別の実弾使用により、東部のカラモジャ地方では、家畜の回収や武装解除活動の実施中に死者が出た。

例えば1月4日から7日、コティド県で盗まれた家畜の回収作戦が実施され、子供6人、女性1人、老人2人を含む13人のカラモジョン族市民が死亡した。目撃者の証言によれ

ば、武装ヘリコプターが家畜と人々に対し無差別に発砲した。この作戦中、UPDF は 32 人を逮捕した。このうち数人は、勾留中に拷問あるいは虐待を受けたとされる。

1 月 22 日にコティド県の Rengen 準郡で UPDF が実施した家畜の回収作戦では、少なくとも 5 人のカラモジョン族の市民が死亡した。目撃者の報告によると、殺害された人々は武装しておらず、子供が含まれていた。UPDF は、死亡したのは家畜泥棒であり、交戦中に UPDF の兵士が 1 人負傷したとしている。

コティド県 Rengen 準郡 Lokitela'Angilam town で行われた家畜回収および武装解除作戦では、4 月 24 日に少なくとも 10 人が殺害された。国連人権高等弁務官統合事務所（OHCHR）およびウガンダ人権委員会（UHRC）の声明によると、犠牲者には子供が 6 人、老人が 2 人含まれていた。作戦中、UPDF は小火器や携行式ロケット弾を無差別に発砲したとされる。この事件に関する UPDF の内部調査報告は、UPDF の兵士が 30 人から 40 人の武装した襲撃者に応戦したとしている。

8 月、UPDF はモロト県ナドゥングトでジェ族人の家畜泥棒 29 人を殺害した。UPDF 第 3 師団指揮官 Patrick Kankiriho 准将はこの事件を認め、家畜泥棒が投降を拒否したと述べた。

2009 年に発生した、政府の治安部隊による殺害を含むいくつかの事件で進展があった。

報告によると、2009 年 1 月、ブケデア県の治安警察官が野党民主変革フォーラム（FDC）党員の David Okwi を拷問し、死亡させた。2009 年 2 月、FDC はウガンダ人権委員会（UHRC）に Okwi の死に関する調査を嘆願した。2010 年 11 月、UHRC は調査を終了し、事件は年末の時点で UHRC 裁判前の審問を待つ状態だった。

2009 年に発生した以下の事件については、年末の時点で調査が継続されていた。すなわち、2 月に起きた William Byamugisha と Daniel Tumwine の殺害、2 月に起きた Mucunguzi Katongole の殺害、同じく 2 月に起きた受刑者 Emmanuel Tindimwebwa に対する暴行致死、3 月に起きた Joseph Denaya と Cosmas Data の射殺、および 8 月に起きた Ali Katende の警察留置場内での死亡である。

2009 年 9 月のカンパラの暴動に対する治安部隊の対応では少なくとも 40 人が死亡したが、政府は治安部隊に対する調査活動を行わなかった。高等裁判所は 9 月 8 日、暴動中に逮捕され、テロ行為で死刑を求刑されていた 23 人による保釈の要求を拒否した。1 月、一般市民の Abdallah Byabasaïja が、警察監察長官（IGP）および政府に暴動で死亡した妻に対する補償を強制するよう高等裁判書に申立を行った。この申立は依然として係属中だった。

6 月、アルア県警察は機動警察防衛部隊隊員の Ben Kiwanuka Drici、Charles Obuci、Celestine Mutahingwa、Patrick Okiror を逮捕した。これらの隊員は 2009 年 12 月、Taban

Ramadan 容疑者を拷問し、死亡させたとされている。この事件の調査は年末の時点で継続中だった。

政府治安部隊は、2008 年以前に関与した殺人についても処罰された。カバレ地裁は 1 月、2008 年にダラスで無実の Mutekanga を殺害したとして、警察官 Difasi Buko と Michael Karuhize に対し懲役 14 年の刑を宣告した。カバロレ地裁は 7 月 6 日、2007 年に Godfrey Bitamazire を殺害したとして、SPC の Christopher Bahemuka に懲役 9 年の刑を宣告した。UPDF 第 5 師団軍法会議は 1 月、2006 年に Laguti の国内避難民キャンプ（IDP）で 7 人の民間人を殺害したとして、UPDF の兵卒 Africano Abono Lino に死刑を宣告した。カバロレ地裁は 4 月 13 日、2006 年に Erasmus Kalyega を殺害したとして、当時の UPDF 士官 Moses Musunguzi に懲役 16 年の刑を宣告した。グル高等裁は 9 月 27 日、2003 年に Bicentina Lakot を殺害したとして、UPDF 兵士 Michael Onek Oloya と Francis Oryem に対し、それぞれ懲役 45 年の刑を宣告した。

以前の数年間とは異なり、地域防衛部隊（LDU）の隊員が殺害の罪に問われているとの報告は上がっていないが、ここ数年で起こったいくつかの事件で進展があった。リラ高等裁は 2 月 5 日、2006 年にオトワルの国内避難民キャンプ（IDP）で David Odong を殺害したとして、アムカ民軍の元隊員 Peter Onini、Geoffrey Engur、Alex Okaka、Ronald Adupa、Moses Oyuku に懲役 25 年の刑を宣告した。警察は 11 月、LDU 隊員 Moses Kabagambe がカバロレ県で Lauren Arinaitwe を殺害したとの申立を受け、同隊員の書類を地方検事へ送り、高等裁判所で身柄を引渡すよう求めた。

年間のテロ攻撃は 1 件だった。7 月 11 日、カンバラでソマリ人のテロリスト集団アル・シャバーブによる攻撃があり、76 人が死亡した。アル・シャバーブの爆破の犠牲となったのは、ワールドカップの決勝を観戦するためエチオピア料理のレストランとラグビー・クラブに集まっていた人々だった。政府は 9 月 15 日、爆破に関与した数十人を逮捕したが、これにはケニアの人権活動家 Al-Amin Kimathi とケニア人弁護士 Mbuga Mureithi が含まれていた。当局は 9 月 18 日、Mureithi を不起訴として釈放し、ケニアに強制送還した。12 月 1 日、当局は爆破に関して、テロ行為、殺人、および殺人未遂で Kimathi を含む 17 人を起訴し、18 人を釈放した。年末の時点では、この事件の審理は係属中だった。

以前の数年間と同様、宗教儀式における子供および大人の殺害が行われた。2009 年の警察の年次犯罪報告には、宗教儀式における殺害の疑いがある事件が合計で 29 件記録されている。

この 1 年間で、犯罪容疑者への暴徒の襲撃による死者が出た。2009 年の警察の年次犯罪報告には、暴徒による事件が合計 332 件記録されており、これらの多くで死者が出たとされている。目撃者はほとんど警察に協力しないため、こうした事件の調査は困難になっている。

例えば 2 月 22 日、アルア県 Obopi 村で、同村で 2 人を殺害したと疑われていた呪術医が暴徒に暴行を加えられ、死亡した。

5 月、ナムタンバ県の Bugobi 貿易センターでは、商店に押し入ったとされていた強盗容疑者が暴徒に暴行を加えられ、死亡した。

2009 年に地主の Sam Kubo の撲殺に関与した 11 人の容疑者に対する審理は、継続中だった。

カラモジャ地方で家畜泥棒と社会的暴力が増加したとの報告があった。UPDF および人権団体によると、家畜泥棒と UPDF による強制武装解除作戦により、年間で少なくとも 90 人の民間人と 32 人の UPDF 兵士が死亡した。

過去 5 年間と同様、国内での LRA の攻撃は報告されていないが、LRA は DRC、CAR、およびスーダンで多数の人々を殺害した。

b. 失踪

政治的な理由による拉致や誘拐は報告されていないが、過去の失踪事件に関して進展があった。

高等裁判所は 2 月、2007 年に統合対テロリズム・タスクフォース (JATT) が逮捕したとされる露天商 Lutaya Saidi の失踪および死亡の推定について、内務省に調査を命じた。しかし、内務省は規定の 90 日以内に調査を実施せず、これ以降進展はなかった。

少なくとも、ヒューマンライツ・ウォッチの 2009 年 4 月「オープン・シークレット」報告で確認されている 6 人が行方不明となったままである。報告によると、彼らは 2008 年に逮捕され、コロロ留置場に勾留された (第 1 節 d を参照)。

過去 5 年間と同様、国内での LRA の拉致は報告されていないが、LRA は DRC、CAR、およびスーダンで多数の人々を拉致した。

c. 拷問、およびその他の残虐で非人間的、あるいは屈辱的な処遇もしくは刑罰

上記のような行為は憲法および法律で禁じられているが、治安部隊が容疑者を拷問し、暴行を加え、時に死亡させたという信憑性のある報告が存在する (第 1 部 a を参照)。

UHRC、人権構想財団 (FHRI)、アフリカ拷問被害者治療リハビリテーションセンター (ACTV)、およびその他の人権団体が報告したところでは、治安部隊による拷問事件には、鞭打ち、激しい殴打、性器の押しつぶし、刺傷、足蹴り、手足をねじっての緊縛、強制的

な行進、レイプがあった。ACTV が 1 月から 4 月までに記録した拷問があったとする主張は、警察に対するものが 29 件、UPDF に対するものが 19 件、憲兵に対するものが 3 件、暴力犯罪解決部隊あるいは即応部隊 (RRU) に対するものが 6 件、不特定の治安要員に対するものが 20 件、刑務所職員に対するものが 59 件だった。9 月、政府は 10 億シリング (43 万 1,592 ドル) 超を拷問やその他の虐待の犠牲者に支払うことを認めた。しかし、政府は年末の時点で、犠牲者に対し 19 億シリング (82 万 25 ドル) 支払う義務を負っていた。

2010 年 10 月に発表された 2009 年の年次報告で、UHRC は 785 件の人権に関する申立を記録したと述べている。申立の対象となったのは 858 人で、これには UPDF の隊員が 106 人、警察官が 285 人、その他の治安要員が 86 人、刑務所の看守が 29 人、一般市民が 343 人含まれていた。785 件の申立のうち、拷問、およびその他の残虐で非人間的、あるいは屈辱的な処遇もしくは刑罰の主張を含むものが 31 パーセントあった。

JATT および軍事情報部 (CMI) が運営する未登録の留置場における拷問や虐待が、多数報告された。拷問の犠牲者には、政治活動家や勾留者が含まれていた。

FHRI は 8 月の報告書「ウガンダにおける人権状況の概観、2010 年 1 月から 7 月」で、拷問の事例を 2 件引用している。5 月 6 日、カンパラ警察は Segilinya (フルネームは非公開) を逮捕し、2 週間にわたってキテビ駐在所に勾留して拷問を行ったとされている。5 月 21 日、Nsanji 地裁は Segilinya を自転車窃盗の罪に問い、カバサンダ刑務所に拘置した。また 5 月 15 日、ジンジャ警察は Mayinja (フルネームは非公開) を強盗容疑で逮捕した。Mayinja は、RRU の勾留中の 3 日間に暴行を受けたと主張している。

4 月 4 日、ブケデア県 Kasoka 村で、UPDF の Justine Engwau 中尉が Nelson Okurut と Joseph Ikimiyom を強盗容疑で逮捕した後、拷問したとされている。申立によると、犠牲者は危険な状態にあったが、UPDF は彼らが医療上の手当てを受けることを拒否した。UHRC はこの事件の調査を終了しており、年末の時点で UHRC 裁判前の審問を待つ状態だった。

ホイマ市長 Francis Atugonza は、2009 年に「セーフハウス」で違法な拘置および拷問を行ったとして、CMI に対して申立を行っていた。これについては、年末の時点で憲法裁判所の判決を待つ状態だった。

治安部隊の過剰な実力行使により、逮捕および警察活動中に負傷者が出た。

例えば 1 月 20 日、SPC の Alfred Achikane は、カンパラで現地の音楽家 Moses Ssali とボディガードの Abbas Kayoyo、Allan Masengere、Godfrey Kayiza、David Oluka に発砲し、負傷させたとされている。カンパラ地裁は 2 月 9 日、Achikane を 5 件の殺人未遂で訴えた。Achikane は 2 月 23 日に保釈されており、審理は係属中だった。

3 月 22 日、カンパラ郊外で容疑者の一斉検挙に当たっている際、SPC の Patrick Tumusiime が Abdul Nsubuga に発砲し、負傷させたとされている。警察は Tumusiime を逮捕し、違法な傷害として起訴した。この後、警察は Tumusiime を事件の調査終了まで釈放した。

3 月 19 日、警察は、カバレ警察署で民主変革フォーラム (FDC) および政党間協同体 (IPC) の女性指導者 Ingrid Turinawe を激しく殴打し、その他の FDC メンバーに暴行を加えたとされている。警察の調査により、Turinawe らは署内への侵入を試みたとして告発されたうえ、警察官の対応は正当だったとの主張がなされた。第三者による医療報告で、Turinawe が頭部および胴体を殴打されたことが確認されている。Turinawe が起こした警察に対する訴訟は、年末の時点で係属中だった。

6 月 14 日、警察は IPC を支持する 33 人の女性を殴打し、唐辛子スプレーや催涙ガスを使用した。これらの女性のうち 4 人が鈍器による負傷や化学物質吸引のため入院した。警察は同日、Ida Namukwaya と Eyoru Asala の 2 名を警察官暴行で起訴した。事件の審理は 11 月 14 日に開始され、年末の時点で係属中だった。IPC の女性団は 7 月 2 日、高等裁判所に警察官の暴行を訴える対抗訴訟を行った。この件については、年末の時点で審理を待つ状態だった。

7 月、選挙委員会に反対する国家規模のデモを行ったとして、警察は自由で公正な選挙を求める国民同盟 (NAFFE) および政党間協同体 (IPC) のメンバー 61 人以上を逮捕した。ムバレおよびブシェニ県警察は、抗議者を殴打したとされている。警察はムバレで 1 人の警官が抗議者を殴打したと認め、この警官の対応を調査すると述べた。年末の時点では、この調査の結果は出ていない。

12 月、監察長官 Kale Kayihura 将軍は、拷問、恐喝、および不適切な管理を行ったとして、即応部隊指揮官 Nathan Byona、巡査部長 Nixon Karuhanga および Julius Kwikirizi を停職処分とした。年末の時点で、調査結果に関する報告はなかった。

治安部隊は 2009 年、警察活動中に、あるいはデモ隊を追い散らすために過剰な実力行使を行ったが、これらのどの事件についても進展はなかった。

例えば、2009 年 5 月、UPDF の Otim Demoi Latek 少佐がグルでの土地争いに関連して住民の David Obonyo と Walter Okeny を縛り上げ、激しい暴行を加えたとされているが、この事件について進展はなかった。

2009 年 7 月の Swaleh Swaib 伍長および SPC の Henry Mukasa による 4 人への暴行については、公判が継続中である。犠牲者の 4 人のうち 1 人は、負傷が原因で死亡した。

UHRC は、2009 年の暴動で負傷した人々の申立を受理した（第 1 節 a および d を参照）。例えば、Ssemukala Ismail はナテエで店じまいをしていたところを治安部隊の隊員に銃撃され、左腕に障害を負ったとする申立を行った。この事件の調査は年末の時点で継続中だった。

2008 年、ナムタンバ県ムズル村で、交通巡査の停止命令を拒否したとの理由で SPC の Eric Kiirya が Masaba Bakari に発砲したが、この事件について進展はなかった。

5 月、ウガンダ法律協会は法務長官を告訴した。これは、2007 年に民兵組織が高等裁判所を乗っ取った際に法律協会のメンバーに暴行を加えた刑務所長補佐 Sam Etoru と巡査部長 Ivan Nkwasiwe を、公訴局長官（DPP）が告発しなかったことを受けたものである。「ブラックマンバ」の名で知られる政府の民兵組織は、FDC の指導者 Kizza Besigye の保釈を阻止するため法廷を占拠したのだった。この訴訟の審理は係属中だった。

ここ数年と同様、窃盗、宗教儀式における人身御供、魔術、およびその他の犯罪の容疑者を暴徒が襲撃し、死傷者が出た。法執行機関や司法制度への信頼がないことが一因となり、暴徒は被害者たちに暴行やリンチを行い、火を放つなどして惨殺した。（第 1 節 a を参照）

政府は、2009 年の暴動に参加したとされる市民を引き続き告訴した。2009 年の警察の年次犯罪報告で、9 月の暴動中に社会的秩序の侵犯が 210 件あったと記録されている。このうち 112 件が起訴され、20 件が有罪となり、1 件が無罪となった。その他、91 件が未解決のままである。

刑務所および留置場の状態

刑務所の状態は依然として悪く、場合によっては生命が脅かされるほどだった。報告によると、治安部隊は、とりわけ軍事施設や未登録の留置場で収容者を拷問した。刑務所内の過酷な強制労働は、依然として全国で問題となっていた。

カンパラでは医療や水道、衛生設備が整っており、ほぼ国際水準並みとなった。しかし、これらの刑務所は最も過密な部類に入る。カンパラ以外の刑務所は、長期の拘留期間、過密、不適格な職員、および食糧や水、医療や寝具類の不足など、深刻な問題を抱えていた。

ウガンダ刑務所サービスによると、刑務所制度における囚人の数は 8 月末の時点で 3 万 312 人であり、これは収容可能人員数のおよそ 3 倍だった。激しい過密は、青少年拘置施設や女性用の棟においても問題となっていた。カンパラ少年院の収容定員数は 45 人だったが、実際は 110 人を収容していた。ナグルの一時収容所の収容定員数は 30 人だったが、実際には 150 人の子供を収容していた。刑務所サービスは全国で 103 人の囚人の死亡を記録しており、その原因は拷問、過密、栄養失調、粗末な衛生状況、病気、過労、医療の欠如だった。

当局は UHRC およびいくつかの国際 NGO に指定の未登録施設へのアクセスを許可したが、未登録施設の状態に関する情報は入手できなかった。

刑務所当局の報告によると、2008 年に受刑者の Geoffrey Akandwanaho、Fred Mugisha、Ephraim Nankunda を絞殺したとされる 3 人の容疑者が、2009 年 5 月に保釈された。年末の時点では、裁判での口頭弁論が係属中だった。

中央刑務所の女性受刑者は隔離された施設に収容されていた。しかし、地域によっては刑務所内に個室などの女性受刑者用の設備や施設がない場合があった。刑務所サービスには妊娠中や子連れの女性を収容する予算はなかったが、女性刑務所内の幼児は年間を通して増加した。少年院に空きがないため、未成年も成年と同じ刑務所に収容された。カンパラ刑務所内の公判前被拘置者は有罪判決を受けた受刑者から隔離されていたが、その他の地域では両者が一緒に収容されているところもあった。現地の NGO の報告によると、受刑者と被拘置者は訪問者との面会が適度に許可されており、不服申立を行うことが許されていた。刑務所当局は申立に関する未実行の調査があることを認めた。当局はこの 1 年で、国際 NGO、外国の外交官、および FHRI やウガンダ囚人援助財団を筆頭とする現地の NGO に対して刑務所訪問を許可したが、事前の通告を求めた。

d. 専断的な逮捕および拘置

上記のような行いは憲法および法律で禁じられているが、この 1 年間に治安部隊の隊員が専断的に市民を逮捕し、拘置する事例があった。

警察および安全機構の役割

法の執行に関して第一義的な責任を負うのは、内務省傘下のウガンダ警察機構（UPF）である。UPF は対外安全保障を担当するが、カラモジャ地方では一族内の家畜盗難に由来する暴力を阻止する重要な責務を負っていた。国内治安機構（ISO）および対外安全機構（ESO）は、国防相が管轄する治安機関および情報収集体であり、これらが市民を拘置する場合もあった。CMI は、ISO や ESO と同様、反政府活動やテロ活動の容疑者を拘置する際には半ば自律的な組織となるが、法律上は UPDF 当局の管轄下にある。統合対テロリズム・タスクフォース（JATT）は CMI 管轄下の省庁間を超えた民兵団体であり、成文化された権限を持たないが、反政府活動やテロ活動の容疑者である市民を不法に拘置していた。JATT は、UPDF、警察、ISO、および ESO から選抜されたメンバーで構成される統合部隊である。

UPF は引き続き、低賃金、車や機材、訓練の不足など、限られた資源に悩まされた。UPF 人権窓口は、事件簿の管理不徹底、拷問や嫌がらせ、不法な逮捕や拘置、職権乱用、不品行や恥ずべき行為、汚職などの警察官の権力乱用に関する申立について捜査を行った。

UPF は、1 月から 9 月までの間に 1,296 件の人権侵害および不適格な行為の申立を受け取ったと報告しており、このうち 330 件について対応措置を取ったと述べている。

UPDF は引き続き、北部およびカラモジャ地方における法執行の責任を UPF に移譲しようとしていた。UPF は、年間で 2,000 人の警察官をカラモジャに追加動員した。

UHRC と ICRC や OHCHR などの国際機関と連携して、UPDF および警察は職員に対し、国際的に承認された人権水準に関する訓練を継続した。年間を通して、224 人の警察官が人権と憲法についての研修会に参加した。また、警察、UPDF、および刑務所サービスも、研修プログラムで人権マニュアルを使用した。

逮捕手続きおよび拘置中の処遇

法律の定めでは、逮捕前に裁判官と検察官が捜査令状を発行することになっているが、実際には、容疑者が令状なしに拘束されることがしばしばあった。法律の定めでは、容疑者は 48 時間以内に起訴されるが、容疑者はそれを超えて拘束される事が多かった。対テロ法により逮捕された容疑者は、120 日（死刑に相当する重罪の場合 360 日）以内に裁判にかけられるか保釈されなければならないが、この期間が経過する前に裁判が開始された場合、未決勾留の期限はない。被勾留者は勾留されている理由をすぐに知らされなければならないが、当局が知らせていない事もあった。法律では裁判官の裁量で保釈ができるとされており、保釈は概して厳格な条件の下で許可された。被勾留者は、法律により弁護士への接見が義務付けられていたが、法的代理人は持たない者が多かった。死刑に相当する重罪で告訴された低所得の被告には、国が弁護士を手配した。

法律では家族の訪問が許可されているが、依然として隔離拘禁が問題となっていた。アフリカ拷問被害者治療リハビリテーションセンター（ACTV）によると、憲兵は 1 月に 3 人の民間人を監禁した。2009 年 4 月の報告で、ヒューマンライツ・ウォッチ（HRW）は以下のように述べている。「JATT 職員はコロロ留置場に収容された容疑者に対し、しばしば目隠しして手錠をかけており、場合によっては殴ることもあった。拘留者は弁護士や家族と接触できず、自分がどこにいるかを知らうにも、他の勾留者から聞くか、留置場から見えるカンパラの目立った建物を見つけるしかなかった。」

警察の一斉摘発に伴う大量逮捕は、暴動、反逆、暴力の扇動、あるいはテロ行為の疑いによる逮捕と同様、依然として問題となっていた。

現地の NGO は、7 月 11 日のカンパラの爆弾テロ発生後、RRU によってキレカ留置場に勾留されたといわれる 4 人から、不法勾留の申立を受けた。容疑者の 3 人は不起訴となり、釈放された。この 4 人の勾留者は、年末の時点でまだ勾留中だった。

3 月 25 日、盗難や殺人の発生率増加による不安を抑制する名目で、警察および UPDF は

ムベンデで 200 人を逮捕した。警察の発表によると、殺人および盗難で 4 人が起訴されたが、残りは不起訴とされ、釈放された。

ルウェンゴ県警察は 8 月 30 日、Kinobi の NRM 予備選挙で暴動を扇動したとして、中心地区で 30 人を超える市民を逮捕した。9 月 1 日、警察は容疑者を不起訴とし、釈放した。

暴動、反逆、暴力の扇動、あるいはテロ行為が疑われた人々は、起訴なしの拘置、非公式の場所における拘置、拷問などの不当な処遇といった数々の虐待を受けた（第 2 項 a および b を参照）。

刑務所サービスは、反逆罪に問われていた公判前の容疑者を年間で 16 人収容した。このうち 14 人は、反政府組織ウガンダ愛国戦線を結成したとして 2009 年に逮捕されていた。

この 1 年間で、UHRC は不当に逮捕されたと訴える人々からの申立を受けた。政府はこの 1 年で、専断的逮捕の犠牲者数名に対して補償金を支払ったが、補償は遅いことが多かった。前任の UHRC 議長、および現在の人権保護者に関する国連特別報告担当者 Margret Sekaggya が 2008 年に起こした、犠牲者へ補償金を支払うために国の基金の設置を求める申立については進展がなかった。過去の補償金の支払いには、司法省の管理の下、政府の一般資金が充てられた。

人権団体は引き続き、UPDF の家畜泥棒への対応や政府の武装解除作戦とともに、カラモジャで UPDF に逮捕された人々の処遇についての問題を訴えた（第一節 a を参照）。

現地および国際人権団体の報告によると、政府は軍事施設やセーフハウスとして知られる未登録の施設に民間人を拘置し、多くの場合隔離した。

UHRC の報告によると、キゴやマキンディなどの軍の拘留施設やグル第 4 師団兵舎の調査で進展があった。報告は、こうした施設に UHRC が立ち入ることはできるが、事前に通告しなければならないとしている。また、コロロのセーフハウスに立ち入ることができ、拷問や虐待の証拠は発見できなかったとしているが、これについて正式な報告は発表されていない。

2009 年に発生したいくつかの事件では進展があった。例えば、RRU の Emmanuel Muhairwe 司令官および Peter Kakonge と Emmanuel Bwembale の 2 人の副官が復職させられ、別の部署に異動された。彼らは、RRU の隊員が政府職員の妻をどこかに不法に拘禁したとされる事件を受け、2009 年 10 月に休職処分とされていた。

9 月 21 日、高等裁判所は 14 人の囚人による保釈の申立を拒否した。彼らはウガンダ愛国戦線という名の反政府組織を結成して政府転覆を企てたとして、2008 年 9 月から 2009 年 5 月にかけて逮捕されていた。

この1年間で警察が不当に逮捕した、新しい選挙委員会や選挙制度改革、自由で公正な選挙を求める野党議員や市民社会のデモ参加者は、100人を超えた（第2節bを参照）。

司法当局が未処理の事件を抱えていたことで、公判前の勾留は2年から3年になったが、7年にも及ぶ場合もあった。刑務所サービスの報告によると、約3万人の収容者のうち、公判前被拘置者は過半数に及んだ。UHRCは、勾留期間に異議を唱える人々による事例数件で聴取を行った。

恩赦

政府は2000年以降、LRAや民主同盟軍の戦闘員に対し、活動から脱却させる目的で包括的恩赦を与えている。6月14日、議会はウガンダ恩赦委員会の実効期限を2年間延長した。約2万6,000人が恩赦を受けており、そのうちの過半数がLRA戦闘員だった。

e. 公正な公開裁判の否認

憲法および法律の定めにより司法の独立性が確保されており、事実、政府は概してこの法律を尊重したが、大統領は裁判官の任命に関して広範な法的権限を持っていた。大統領は議会の承認を得て、最高裁判所、高等裁判所、控訴裁判所の裁判官を任命する。また、大統領は議会の承認を得るために、裁判官の任命について推薦を行う司法委員会のメンバーを指名する。裁判官は、年間を通して何件かの重要な裁判で政府に反する判決を下した。下級裁判所は依然として人員不足で、権限が小さく、非効率的だった。また、司法制度の腐敗が問題となっていた。（第4節を参照）

軍事裁判所の制度は、公正な裁判を受ける権利を保証していない場合が多かった。被告人には弁護士を雇う権利があるが、軍事裁判所の被告側弁護士には未熟な者がいた。法律では、軍事裁判の上訴手続きが規定されていたが、死刑などの判決についてはUPDFの最高司令官にのみ訴えることができる。緊急とみなされる状況では、犯行現場で現地の軍法会議を開くことができる。法律では、現地の軍法会議で有罪判決を受けた場合の上訴は許可されていない。一般軍事裁判所は、UPDF法に反する罪で起訴された民間人を裁くことができる。

裁判手続き

司法行政制度の不備と財源不足により、未処理の事件が生じ、公正な裁判を受ける権利が限定された。非軍事裁判はすべて公開されているが、陪審員はいない。被告人には立会いの権利および適宜弁護人に相談する権利があるが、民事訴訟は被告人なしで進めることができる。法律では、死刑に相当する罪に問われている低所得の被告人には政府が弁護士を手配すると定められているが、適切な相談を行うだけの資金がない場合がほとんどだった。

法律によれば、被告人は目撃者と対面して質問したり、証人を呼んだり、あるいは証拠を提示したりできるが、実際はこうした権利は守られていなかった。2008 年、憲法裁判所の判決により、容疑者は、国が利用しようとしている証拠書類を公判前に入手する権利を持つとされた。これにより、「抜き打ち裁判」は無効となった。しかし、この判決は、極度に慎重を要する事件では公開の権利は絶対的ではないとしていた。また、推定無罪が有効であり、被告人には上訴する権利がある。

容疑者は、長い勾留期間について不満を訴えた。例えば 2 月、殺人容疑のかかっていた UPDF の兵士である Emmy Namanya、Moses Keriri、Yason Babishanga の 3 人は、起訴されずに民間の独房に長期間勾留されていると抗議した。申立によると、彼らは 2002 年から 2004 年にかけてカンパラで逮捕されたが、年末の時点で裁判は行われていない。UPDF の報告によると、容疑者は、刑期から公判前勾留期間を差し引く司法取引に応じたとされる。この事件の審理は係属中である。

9 月、未成年で起訴され、判決を待っている合計 12 人が、勾留の継続に関して法務長官および司法相を告訴した。彼らはそれぞれ 1991 年から 2001 年にかけて逮捕され、さまざまな裁判所で罪を問われ、有罪判決を言い渡された。未成年だったため、判決後、彼らの事件の判決は法相に委任された。しかし、法相が判決を下さなかったため、彼らは 1998 年の児童法で規定されている最大 3 年という期間をはるかに超えて勾留されていた。

9 月に司法省が報告したところでは、前年から係属中である事件は 12 万 4,000 件であり、2009 年に記録された事件は 11 万 3,850 件である。これらのうち、年末の時点で 10 万 84 件が解決され、13 万 7,689 件が係属中だった。

政治犯および政治的抑留者

年間を通して政治反に関する報告はなかったが、100 人を超える野党議員やその支持者、政府を批判したジャーナリストが、政治的理由を根拠として短期間拘禁された。

10 月 12 日、憲法裁判所は、反逆、テロ行為、殺人、および武器の不正な使用で起訴されていた FDC 指導者 Kizza Besigye を無罪とした。憲法裁判所は、治安維持要員や政府による不法な拘禁、拷問、およびその他の憲法に違反する虐待は、Besigye および共に起訴された 9 人の推定無罪および公正な裁判を受ける権利を決定的に損なうものであると断じた。

3 月、反逆の罪で有罪とされた Bright Gabula Africa の代理人である弁護士が、高等裁判所に Africa の恩赦を認めるよう要求した。Africa の死刑判決は、1995 年に最高裁判所に支持されていた。ほぼ自律した憲法機関である特赦大統領諮問委員会へ申立が行われ、Africa はその結果を待つ間も拘禁され続けた。年末の時点で、最高裁判所は恩赦の要求に回答をしていない。

民事裁判手続きおよび法的救済

民事問題については、独立した公正な裁判所がある。人権侵害の場合、憲法の下で裁判の権限を持つ UHRC が窓口となる。こうした権限には、勾留者の釈放や被害者への賠償金の支払い、さらに調停などの法的および行政的な救済措置を命じる権限が含まれる。問題は、国内の裁判規則の施行に関するものだった。

f. プライバシー、家族、家庭、あるいは通信への不当な介入

上記のような行為は憲法および法律で禁じられており、政府は概してこの禁止を守っている。しかし、警察が個人の住宅や会社に入る際、法律の規定どおりに捜索令状を取っていない場合があった。

対テロ法により、特定の法執行機関の当局者は、通信を傍受し、テロ行為の発見と防止を行うことが許可されている。政府は依然として、電話の通話を盗聴していた。8月5日、ムセベニ大統領は通信傍受法案に署名した。これにより、政府の治安機関がテロに関連する攻撃と闘うためのより広範な手段の1つとして、個人の通話を合法的に傍受できるようになった。

政府は引き続き、大学生と政府職員に対し、「チャカ・ムチャカ」の名で知られる NRM の政治教育および軍事科学課程に参加するよう促した。政府はこの課程は必修ではないと述べているが、人権活動家の報告によれば、公務員や学生は出席するよう圧力をかけられていた。

第2節 以下を含む市民の自由の尊重

a. 言論および出版の自由

憲法および法律により、言論および出版の自由が保証されているが、政府は時折これらの権利を制限した。警察のメディア犯罪部隊と政府職員は、ラジオ、テレビ、および活字メディアのすべてを厳しく監視し、政府は時折ジャーナリストに嫌がらせや脅迫を行って自主検閲を続行させた。

HRW は 5 月 2 日、政府および与党国民抵抗運動党員による出版の自由の侵害を記録した報告書を発表した。この報告書によると、政府は「批判的な報道を鎮圧するため、時折肉体的な暴力を振るったり、脅迫や嫌がらせ、官僚による介入や刑事責任の追及を行うなど、広範な戦略を取った」。また、報告書はこうした戦略の使用は「自由で公正な選挙に必要なメディアの自由を致命的に侵害する」と警告している。

憲裁判所は8月25日、*Independent*紙編集長 Andrew Mwenda が2005年に行った申立を支持し、扇動防止法は言論の自由を規定する憲法第29条(1)に違反すると断じた。現地NGOによると、ジャーナリスト、社会活動家、および野党党员が15人扇動で起訴され、現在も係争中である。

政府職員は、政府に対する批判的な言明を発表した政治的指導者を拘禁し、尋問を行い、言論の自由を制限する根拠として名誉毀損法と国家の治安を持ち出した(第3節を参照)。報告によると、大統領府は政治に関するトークショーを監視していたうえ、政府がラジオ番組への野党党员の出演を妨害しようと試みたこともあった。

3月29日、マサカ県警察は民主党支持者の Muhammad Kigongo を逮捕した。Kigongo は、3月16日のカスビのブガンダ歴代国王の墓における発砲と破壊の責任はムセベニ大統領にあると訴えたとされる。マサカ地裁は Kigongo を扇動の罪に問い、3月31日に保釈した。年末の時点では、審理は係属中だった。

4月1日、カセセ県警察は FDC 支持者の Joram Bintamanya を尋問し、保釈した。Bintamanya は、2008年の元防衛省事務次官 Noble Mayombo の死亡の責任はムセベニ大統領にあると主張したとされる。地方検事は4月22日、記録された証拠が不十分であるとして、審理の終了を命じた。

4月1日、カバロレ県警察は FDC 支持者の Tom Mboijana と Prosper Businge を逮捕した。2人が逮捕されたのは、Better FM のラジオ番組内で、3月17日にカスビの墓で起きた民間人3人の殺害事件の責任はムセベニ大統領にあると述べたためである。Mboijana と Prosper Businge は供述を行い、保釈された。警察による捜査は続行中であり、審理は年末の時点で係属中だった。

4月16日、カセセ警察は、ラジオのトークショー内で行ったカスビの墓の破壊に関する発言を理由に、Messiah FM の司会者 Charles Tumusiime と政治家の Joram Kitembo および Isaac Hakiza を逮捕した。警察は3人の容疑者を8時間にわたって拘禁した後、不起訴として釈放した。

5月8日、Radio Nile FM のパネリスト Titia Kamure は、ムセベニ大統領が「ゲリラ戦術」によって政府の決定を再編成していると非難したとされる。アルア県警察長官(DPC) Willis Mutabingwa は、Kamure の主張は大統領を侮辱するものだとし、供述を取るため彼女を召喚した。Kamure は召喚を無視しており、事件は未解決となっている。

9月10日、フリージャーナリストの Paul Kiggundu は、南西部であるタクシー運転手の家を2輪タクシー運転手の集団が破壊している様子を撮影している姿を目撃された後、同集団から暴行を受け、死亡した。この集団は、Kiggundu が警察に仕えていたと非難した。警察は9月21日、Kiggundu の死に関して5人の容疑者を逮捕し、勾留した。この事件

の捜査は年末の時点で継続中だった。

9月13日、ムコノ県で、通勤途中だった Prime Radio のニュースキャスター Dickson Ssentongo に何者かが暴行を加え、殺害した。Ssentongo は政治的に活発で、2011年2月に開催予定の選挙で民主党代表として立候補することになっていた。Ssentongo の殺害に関する逮捕者はおらず、警察は年末の時点で、捜査は続行中であると述べた。

11月5日、警察は、国民抵抗運動内の選挙に関する偽情報を流して暴動を煽ったとして、Radio Hoima FM のリポーター Frederick Makuru Muhamba を逮捕した。警察は11月6日、Muhamba を保釈したが、この事件の審理は年末の時点で係属中だった。

カンパラ地裁は10月5日、8月25日に憲法裁判所が扇動防止法は違憲であると採決したことを受け、前 Radio One 司会者 Robert Kalundi Sserumaga に対する扇動材の訴えを棄却した。棄却を求めて Sserumaga が2009年に高等裁判書に対して行った申立、および Radio Sapientia の Geoffrey Ssebagala の申立については、年末の時点で係属中だった。

政治家に対して政府が嫌がらせを行った以前の事件について、多少の進展があった。

1月13日、カンパラ地裁は民主党（DP）の広報担当者 Betty Namboozie に対する手続きを延期し、憲法裁判所が扇動防止法について採決を下すまで手続きが行われなかった。Namboozie は国民の憎しみや不服従、ムセベニ大統領への不満を生み出したとして、2009年12月に扇動罪で起訴されていた。

2009年の事件に関する Hussein Kyanjo の審理は係属中であり、Kyanjo は年末の時点で保釈中だった。Kyanjo は野党正義フォーラムに所属する国会議員であり、2009年12月のブガンダ王国会議中に暴動を煽ったとされていた。

数人の野党政治家がメディアとの接触を拒否された。

例えば1月30日、パデル県のラジオ局 Luo FM は FDC 党首 Kizza Besigye の出演を拒否した。この他にもマシンディの Beta FM、Radio Hoima、Kapchorwa Trinity Radio などの数局が Besigye の出演を拒否した。また、UPC 党首 Olara Otunnu も1月の遊説中に西部地域で出演拒否された。

5月26日、アルアの常駐県知事（RDC）Ibrahim Abiriga は、Nile FM の政治トークショーのレギュラー出演者4人をブラックリストに載せた。Abiriga は Nile FM の経営陣に対し、政治家の Bernard Atiku（FDC）、Nelson Cemari（UPC）、前大使 Harold Acemah（UPC）、および Titia Kamure（UPC）の出演を取りやめるよう書面で命令した。RDC Abiriga は、上記の政治家の発言が治安を脅かす場合があったと主張した。Nile FM はこれらの政治家の起用を中止した。

政府は10月8日、FDC党首Besigyeの姉妹が執筆した、ムセベニ大統領を批判する書物500部を押収した。10月11日、政府は治安上の理由により書物を押収したことを認めた。10月20日、政府は書物を返却した。

民間で所有している出版社や放送局は多数あり、独立メディアは障害に直面していたが概して活発で、非常にさまざまな見解を提示していた。メディア規制法により、ジャーナリストは資格およびジャーナリズム関連の大学学位の保有を求められた。また、同法によりメディア会議に新聞の発行を差し止める権限が与えられた。*Daily Monitor*、*Independent Magazine*、*Weekly Observer*は、職員が扇動罪で係争中であるにもかかわらず、政府を批判する記事を掲載した。政府は、日刊紙および週刊紙をいくつか所有していた。

年間を通じて、与党と手を結ぶ政府職員や政治的指導者はジャーナリストの殺害を行った。

6月9日、警察官Mohammed Munduは、*Daily Monitor*紙の記者Yusuf Muziransaを殺害し、同記者のカメラを破壊した。これは、キボコ分隊として知られる自警団がカンパラで野党支持者に暴行を加える様子を写真に取ったためである。6月24日、カンパラ地裁はMunduを殺害および財産の悪意的損害の罪に問い、拘禁した。6月25日、同地裁はMunduを保釈した。この事件の審理は年末の時点で係属中だった。

9月6日、NRM企業家連盟の議長Hassan Basajjabalabaは、カンパラのNRM会議で写真撮影を行っていたジャーナリストArthur Kintuを殺害した。9月9日、カンパラ地裁は殺人の嫌疑でBasajjabalabaに対する出頭命令書を発行した。この事件の審理は年末の時点で係属中だった。

また、政府はジャーナリストの逮捕や嫌がらせを行い、そのうち何人かを名誉毀損、扇動、派閥主義を理由に告訴した。

例えば2月3日、当局は*Daily Monitor*紙の記者Henry OchiengとAngelo Izamaを逮捕した。これは、2009年12月の記事でムセベニ大統領とフェルディナンド・マルコスを比較したことが名誉毀損とされたためだった。5月6日、カンパラの治安判事裁判所が審理を中断し、審理は係属中となっている。

3月25日、カンパラ警察は「ブガンダのKatikirroと大臣、CID本部で5時間にわたり尋問される」と題した記事を公表したかどで、*Red Pepper*の記者Ben Byarugaba、Dalton Kaweesa、Johnson Taremwaを逮捕した。3月26日、容疑者は扇動の罪で起訴された後、保釈された。4月2日、警察監察長官Kale Kayihura将軍は起訴の取消しを命じた。

7月19日、カンパラの治安部隊は、詳細不明の状況下でKingdom FMのジャーナリストRogers Matovuを逮捕した。警察は7月24日、Matovuを不起訴とし、釈放した。報告

によると、Matovu はカンパラで開催されていたアフリカ連合サミット中、身元不明の人物とともにムセベニ大統領に対する批判的な発言をしていた。

8月2日、警察はオンラインジャーナリストの Timothy Kalyegira を逮捕し、扇動罪で起訴した。これは、Kalyegira が7月11日に発生したカンパラのテロ攻撃を軍の仕業とする陰謀説を発表したためだった。警察は Kalyegira を保釈したが、捜査が終了するまでの間、ラップトップ・コンピューターとパスポートは没収するとした。

報告によると11月4日、私服の治安要員が Radio Simba のジャーナリスト Arafat Nzito を拘禁した。これは、2009年12月に Nzito が受信したとされる中東からの電話と、Nzito が反政府的な資料をインターネット上に投稿したことについて尋問するためだった。11月11日、Nzito の弁護士は行方不明のジャーナリストを法廷で明らかにするため、政府に人身保護請求を行った。Nzito は11月12日に不起訴とされ、釈放された。(第1節bを参照)

8月17日、憲法裁判所は、警察の呼び出しに応じなかったことを理由に8月3日に発行された UPC 党首 Olara Otunnu の逮捕令状を差し止めた。警察は、扇動と派閥主義の推進について Otunnu を尋問するため召喚状を発行した。この派閥主義とは、4月12日のラジオ番組で行った、LRA との紛争をついに24年間に及ぶまで長引かせたとするムセベニ大統領への糾弾に端を発するものである。

また、当局は7月19日に派閥主義を推進したとして現地ラジオ局のジャーナリストを短期間拘禁した。さらに、8月19日には DRC との国境で移民手続きを撮影したかどでテレビ局のジャーナリストを拘禁した他、8月22日には政府を批判する記事を公表したかどで新聞記者を、9月6日には暴動を扇動したかどでラジオ局のジャーナリストを、9月25日には名誉毀損の疑いで2人の新聞記者を、それぞれ拘禁した。

2009年8月の *Daily Monitor* 紙の報道写真家 Stephen Otagi についての事件は、年末の時点で係属中だった。Otagi は、裁判所の外で前政府監察官 (IGG) の Faith Mwondha 判事の写真を本人の許可なく撮影するために不法侵入を犯したとして、告訴されていた。

2009年8月にムセベニ大統領によるものとされる手紙を公開した *Daily Monitor* 紙の記者 Daniel Kalinaki と Henry Ochieng に対する偽造容疑での告発は、年末の時点で依然として係属中だった。

Independent Magazine 編集長 Andrew Mwenda、編集主任 Charles Bichachi、ニュース編集補助 Joseph Were に対する2009年の訴訟については進展がなかった。年末の時点では、容疑者は依然として保釈中だった。

年間を通じて、地方政府職員は報道の自由を制限した。

例えば 9 月 15 日、前 IGG の Faith Mwendha 判事はジンジャ高裁での審理に関するジャーナリストの取材を禁じた。Mwendha は、*New Vision* 紙の Frank Mugabi、Uganda Radio Network の Aldon Walukamba、Kiira Radio の Catherine Asiyo に追跡されたと申し立てた。

9 月 15 日、ホイマ県警察は、ストライキを行っていたブリティッシュ・アメリカン・タバコ (BAT) ・ウガンダの労働者 2 人を殺害した罪で起訴された 3 人の警察官の審理に関して、ジャーナリストの取材を禁じた (第 7 節 b を参照)。

9 月 17 日、ジンジャ県議会議員は、地域の公会計委員会が県議会議員と地方自治体の専門チームに汚職事件の疑いについて質問を行う会合に関して、ジャーナリストの取材を禁じた。

8 月、ジンジャ常駐県知事 Apollo Bwebale はすべてのラジオ局に対し、政府を批判するトークショーの放送の禁止を命じた。報告によると、定期的にラジオに出演していたパネリストに対して何度か警告が送られた。

8 月 16 日、ナカワ治安裁判所は全国の活字および放送メディア企業に対し、当時続行中だった 7 月 11 日の爆弾テロ事件の捜査に関する情報の公開を禁止する命令を発布した。しかし、現地メディアが禁止命令を無視すると明言したため、治安判事の命令は発効されなかった。

政府は民間メディア支局の稼動を制限した。

2009 年とは対照的に、この 1 年で閉鎖あるいは営業停止に追い込まれたラジオ局はなかったが、政府は引き続き独立テレビ局やラジオ局に対し、政府を批判する野党の候補者の起用を制限した。周波数が限られているとの理由でカンパラの新しいラジオ局に対する禁止が施行されたが、禁止は堂々と無視され、罰則もなかった。

2009 年 9 月にウガンダ放送委員会 (UBC) が閉鎖したカンパラの 4 つのラジオ局のうち、2 つが再開した。政府は 2009 年 9 月、政治的な番組の放送を禁止する厳しい指令を出した上で Radio Sapientia の再開を許可した。1 月には Ssuubi FM の再開を許可した。10 月 23 日、ムセベニ大統領が直ちに 2 つの周波数で CBS ラジオを再開するよう命じると、CBS が稼動し始めた。2009 年の CBS 社員による 30 億シリング (130 万ドル) の賠償金請求と、政府による CBS 閉鎖に関連する一般的な損害についての高等裁判所の審理は、年末の時点で係属中だった。

4 月 26 日、大統領報道官 Tamale Mirundi はあるラジオ局に対し、ムセベニ大統領が LRA との紛争を長引かせ、政治的な利益を得ているとする UPC 党首 Olara Otunnu の非難を

放送したことについて謝罪するよう要求した。Mirundi は、謝罪を拒否した場合は何らかの措置を取ると警告した。4 月 13 日および 14 日、ラジオ局は謝罪の放送を行った。

2009 年 9 月にウガンダ放送委員会によって打ち切られた Radio Simba の *The Talk Show* と WBS のテレビ番組 *Kibaazo on Friday* は、2010 年内に再開されなかった。2009 年の暴動後に銃撃を受けた UBC TV のマネージャー Mark Walungama や Vision Voice の Charles Odongotho など数名のジャーナリストは、復職していなかった。Radio Simba の Manyo Matono と Andrew Ben Kiwanuka や、Radio Sapiente の Matayo Laoyisus と Irene Kiseka といったジャーナリストは復職したが、政治問題の取材は行わないよう指示されていた。

報道の自由に関する 2008 年のいくつかの事件で進展があった。

例えば 3 月 24 日、高等裁判所は政府に対し、WBS Television のジャーナリスト Timothy Sibasi と Francis Tumekwatsize への 3,000 万シリング（1 万 2,947 ドル）の賠償金支払いを命じた。2 人は 2008 年に Laban Muhabwe の指揮の下で SPC に暴行されていた。被害者への支払いはまだ完了していない。

前 IGG の Faith Mwendha 判事が不当な賃上げ要求を行ったとする記事に関連して 2008 年に扇動罪で起訴された、当時の *Daily Monitor* 紙の編集者 Joachim Buwembo、Bernard Tabaire、Emmanuel Gyezaho、および Robert Mukasa の事件については、進展がなかった。容疑者は依然として保釈中である。

2003 年に UPDF の残虐性を主張する記事を公表した *Independent Magazine* の編集長 Andrew Mwenda、寄稿編集者 Charles Bichachi、および記者 John Njoroge に対して 2008 年に行われた扇動罪での訴訟については、進展がなかった。

インターネットの自由

一般に、個人および団体は、E メールを含めてインターネット上で意見を穏やかに表現することができたが、政府がアクセスを制限する場合もあった。2006 年に発令した反政府的なゴシップ・ウェブサイト radiokatwe.com へのアクセス禁止は、依然として有効だった。基盤が不足しているとはいえ、年間を通じてインターネットへのアクセスは増加し続け、少なくとも月に 1 回はインターネットを利用するという人は人口の 7.8 パーセントに及んだ。

学問の自由および文化的行事

学問の自由に対する政府の制限はなかったが、歴史や政治学など特定の学問分野では研究に認可が必要であり、この認可は取得が困難だった。

12月13日、行動倫理規範相 James Buturo は、ウガンダの人権擁護者に関するドキュメンタリーの UHRC および OHCHR による上映を妨害した。Buturo は、この映画は同性愛を助長するものだったと主張した。映画の中では、ある人権擁護者が、個人がゲイあるいはレズビアンであると思われるかを当局に報告することを医療従事者に強制することでウガンダ国民の人権を侵害しているとして、「反同性愛法案」の起草を批判していた。UHRC は 12 月 15 日の記者会見でこのドキュメンタリーを保護し、憲法で保護された UHRC の独立性を侵害しているとして Buturo を批判した。

b. 平和的な集会および結社の自由

集会の自由

法律は集会の自由を制限しており、治安部隊は年間を通じて、デモ隊を解散させるために実弾の使用を含む過剰な実力行使を行った。公的な場で行われる会合やデモ、行進は、すべて警察の許可が必要である。2008 年、憲法裁判所が警察法第 32 節（2）を無効としたことで、25 人以上の集会を開催する際には事前に警察監察長官の許可証を取得しなければならないとする要求が取り消された。しかし、司法省はこれに対して上訴し、裁判所の決定に基づくいかなる措置も棚上げにされた。上訴に対する裁決は年末までに出ておらず、警察および地方政府当局は警察法を利用して野党の活動を分断させた。（第 3 節を参照）

デモ隊を解散させる目的で過剰な実力行使が行われ、負傷者が出た（第 1 節 a および第 7 節 b を参照）。

例えば 1 月 4 日早朝、警察が配備され、CBS ラジオ閉鎖の継続と政府による選挙委員長更迭の拒否に反対する IPC メンバーの集会を阻止した。

3 月 18 日、カバレ警察は IPC の女性指導者 Ingrid Turinawe とメンバー数人に対し暴行を加えた。これは、不法な集会を行ったとして逮捕されていた IPC のメンバーに面会する目的で、Turinawe らが警察に侵入を試みたためとされる。Turinawe はその後数日間入院し、中立的な立場の医学的評価により、頭部と身体を殴打されたことが確認された。警察の捜査は警察の対応は適切だったと結論し、起訴は行われなかった。

ムバレ警察は 4 月 9 日、公園となっている土地の売却に反対する不法なデモを計画したとして、UPC 支持者の Abas Wetaka、Mike Kasola、Milton Wanambwa、および Andrew Kibongo を逮捕した。4 月 12 日、ムバレ地裁は容疑者を不法な集会を開いた罪に問い、保釈した。この事件の審理は継続中だった。

カンバラ警察は 6 月 9 日、IPC が開催した、選挙委員会の編成に反対する 3 つの集会を妨害した。機動隊と自警団「キボコ分隊」の隊員が野党支持者に暴行を加え、警察はそれを

見守っていた。FDC 党首 Kizza Besigye の側近 Sam Mugumya を含む数人の支持者が負傷した。警察は、IPC が当局に集会を通知しなかったため、集会は違法だったとしている。

カンパラ警察は 6 月 14 日、係属中の集会に関する告訴の審理が 4 度目の延期処分となったことを受け、裁判所の外でデモを行った IPC の女性 Ingrid Turinawe、Lilian Liz Masia、および Catherine Ddembe を負傷させた。7 月、負傷した女性たちは高等裁判所に対し、警察作戦副長官 Grace Turyagumanawe、警察官 Moses Kafeero、Grace Akullo、および警察報道官 Judith Nabakooba の免職を求める申立を行った。この申立の審理は係属中である。

カンパラ警察は 7 月 10 日、DP 党首 Norbert Mao が開催した集会を解散させるため、空に向かって威嚇射撃を行い、催涙ガスを使用した。警察は 1 人の民間人に暴行を加え、Kira Road 警察署に拘禁した。警察は、DP は集会の開催許可を取っていなかったとしている。

集会の自由に関する過去のいくつかの事件で進展があった。

2009 年 7 月、ルウェロ県で、粗末な食事と体罰に反対する学生デモに参加していたブゲマ・アドベンティスト中等学校の生徒 Wilber Kwamboko Omara と Miriam Adyelo に対して治安部隊が発砲して負傷させた。警察は同日、警察署長 Eddie Kulany、地域連絡官 Ibrahim Odroa、CID 長官 Sulieman Kibuye、SPC の Robert Oguti と Alex Ojambo など、発砲に関与した治安部隊のメンバーを逮捕した。捜査は年末の時点で継続中だった。

カンパラ地裁は 4 月 16 日、2009 年 8 月に不法な集会を開催したとして起訴されていた FDC を支持する 11 人の若者に対し、無罪を宣告した。若者たちは、未遂に終わった選挙制度の改善を求める抗議を受けて逮捕されていた。第 1 級治安判事 Francis Dawa の裁定によると、検察は若者が不法な集会に関与した証拠を提示できなかった。

3 月 2 日、カンパラ地裁は警察に対し、2009 年 9 月の暴動で暴力行為を扇動したとして起訴され、法廷に 3 度召喚されていたカンパラの国会議員 Erias Lukwago の逮捕を命じた。Lukwago は審理終了まで保釈となった。

3 月、警察の品行に関する議会審査により、警察が 2008 年に MP の Nabila Sempala を暴行し、他の MP を逮捕する際に規範を逸脱した行為を働いたことが確認された。報告では、警視正 William Muhairwe と警察署担当高官 Noah Onyango を懲戒処分とすることが提言されていた。しかし、懲戒処分が実施されたという報告はない。

12 月 20 日、公訴局長官 (DPP) Richard Buteera は、27 人が不法な集会を開いたとする告訴を取り消した。MP の Beatrice Atim Anywar、Hussein Kyanjo、およびその他 25 人の容疑者は、2007 年のマビラ森林保護区の譲渡に対する暴動に参加したとされ、告訴されていた。

野党 DP 党員 Domic Matovu Savio、Emmanuel Mugandusi、Samuel Mulindwa、Margret Wazemba および Ben Kiwanuka が、党本部の集会における暴動、暴行、および銃器所持で 2008 年に起訴された事件については、進展がなかった。容疑者は依然として釈放中だった。

2009 年 8 月、不法な集会を開いたとして MP の Hussein Kyanjo、Erias Lukwago、Beatrice Atim Anywar、DP 青年部副部長 Fred Mukasa、カンパラ商工会会長 Issa Ssekitoga、およびその他 17 人が起訴された件については、係属中だった。

行動倫理規範相 James Buturo は 11 月 17 日、Aga Khan が所有するカンパラのセレナ・レイクサイド・リゾートホテルに対し、健康、HIV/AIDS、性と生殖に関する権利、および東アフリカの性労働者の人権改善に関する地域 NGO の会議を 11 月 18 日から 20 日に開催することを許可する場合、同ホテルは「違法行為の共犯者」になると通告した。同ホテルは不正や違法行為の証拠がないにもかかわらず、会議の出席者にホテルから出て行くよう依頼し、会議は中止された。

結社の自由

憲法は結社の自由を定めており、政府は概してこれらの権利を尊重した。

市民社会団体は 4 月、宗教団体を含む多くの NGO に対して認可登録を毎年更新することを義務付ける 2006 年 NGO 登録法に関して、憲法裁判所に異議を申し立てた。9 月 3 日、定足数に達しなかったため憲法裁判所は審理を行わず、審理はそのまま保留となった。政府は 2008 年 1 月、同法を見直すために委員会を設置し、一時的に法の執行が停止された。申し立てに関する措置や委員会による活動は、年末の時点で行われていなかった。

c. 信仰の自由

信仰の自由の説明については、以下で *2010 年世界の信仰の自由に関する報告書* を参照のこと。

www.state.gov/g/drl/irf/rpt

社会的な虐待および差別

宗教上の信念や行為を理由とした社会的虐待や差別に関する報告はなく、主な社会的指導者は、信仰の自由の促進に向けて前向きに活動した。

d. 移動の自由、国内避難民、難民の保護、無国籍者

憲法と法律では、移動、海外旅行、移住、帰還の自由が定められているが、実際のところ、政府はこれらの権利を制限する事もあった。

政府は国連難民高等弁務官(UHCR)の事務所やその他の人権団体と協力し、国内避難民、難民、帰還難民、亡命希望者、無国籍者、およびその他の問題を抱えた人々への保護と支援を行った。

野党党员、ジャーナリスト、およびその他の扇動罪や反逆罪に問われている者に対しては、移動の規制が実施された。

10月12日、憲法裁判所は、反逆、テロ行為、殺人、および武器の不正な使用で起訴されていた FDC 指導者 Kizza Besigye を無罪とした。憲法裁判所は、治安維持要員や政府による不法な拘禁、拷問、およびその他の憲法に違反する虐待は、Besigye および共に起訴された 9 人の推定無罪および公正な裁判を受ける権利を決定的に損なうものであると断じた。

Radio One の司会者 Robert Sserumaga は、10月5日に扇動罪の起訴が棄却されたことを受け、パスポートを返還された。

既婚者の女性がパスポートに子どもを記載する場合、パスポート申請の際に、夫が書いた許可書を入手しなければならない。

ウガンダには強制追放に関する法律はなく、政府は年内に強制追放を行わなかった。

国内避難民 (IDP)

UNHCR によると、ウガンダ北部のアチョリ地方のキャンプには、8月現在で 14 万 7,401 人が収容されていた。ランゴ地方およびテソ地方では、年末までにすべての IDP が帰宅した。IDP の数が減ったためキャンプの環境が改善されたとはいえ、残された IDP には飲料水や医療、学校や訓練を受けた教員、住宅や土地がなかった。

難民の保護

法律は亡命者や難民の立場の付与を保証しており、政府は難民を保護する制度を設置している。しかし、政府は少なくとも 1 つの事例において、人種、信仰、国籍、特定の社会集団への加入、あるいは政治的な見解が原因で生活や自由が脅かされる可能性のある国へ難民を強制退去させた。

ウガンダ当局は 7 月 14 日および 15 日、ルワンダとの 2 国間の調整の下、ナキバレおよびキャカ II の居留地から約 1,800 人のルワンダ人亡命希望者を強制的に移動させた。少なく

とも 2 人がトラックから飛び降りた後に死亡した上、報告によると 40 人の子供が親と離れ離れになった。

政府は 1951 年の条約および 1967 年の議定書に準じ、難民と認められない可能性のある人々に対する一時的な保護を行うとしているが、年間を通してこうした保護を受けた人はいなかった。

2009 年同様、数人のケニア人難民から、難民に農地を提供して自給自足を促す政府の自給自足政策は、ほとんどの難民が農業従事者でなく商人やビジネスマンであるため効果がないう、との苦情が寄せられた。

難民が帰化する方法はない。地域への融合に関する政府の姿勢は、憲法では難民としての期間を帰化の要件である滞在期間に算入することが許可されていない、というものである。1 月から 7 月までの間、政府は UNHCR を支援して 2,246 人の難民を南スーダンへ自主的に帰還させた。

第 3 節 政治的権利の尊重：政府を変える市民の権利

憲法および法律により、市民は穏健な方法で政府を変える権利を保障されており、普通選挙権に基づいた概ね自由かつ公正な選挙によって、市民は実際にこの権利を行使した。

選挙および政治参加

2006 年の大統領および議会選挙は、1986 年にムセベニ大統領が就任して以来、初の複数政党選挙で、深刻な不正に見舞われた。選挙期間中、警察は 450 件の選挙に関連する暴行を記録した。2006 年の選挙後、高等裁判所および憲法裁判所には、賄賂、脅迫、暴行、複数投票、票の水増しなどの 100 件を超える起訴が寄せられた。ウガンダ最高裁判所は不正行為があったことを認めたが、この不正は大統領選挙の結果を覆すものではなく、ムセベニ大統領の再選は 4 対 3 で確定したことが明らかになった。この 1 年で 4 度の補欠選挙が行われ、2007 年に高等裁判書が空席とした議席が埋まり、選挙監視団はいくつかの不正行為を報告した。

与党 NRM は通常集会を開催して政治活動を行い、制限なく稼動した。そのほか、およそ 38 党が登録され運営許可を得ていたが、いくつかの政党の党員は政治的暴力を行使する傾向があり、当局が野党の集会やデモを規制する場合があった。政治への参与は、主にエリート層において活発だった。NRM 党員であれば、政府の役職の獲得や資源の入手に有利だった。

2011 年の総選挙に向けて、与党の NRM、DP、FDC、UPC、人民進歩党、社会民主党、人民独立党、保守党、ウガンダ連邦同盟などの政党は、年内に予備選挙を実施した。選挙

は概ね平和的だったが、与党 NRM の予備選挙では賄賂などの違法行為や暴行があった。年間を通して野党指導者の何人かはメディアへの接近を拒否されたが、政府は、野党の見解や候補者の放送を拒絶したラジオ局は民間の局であり、独自の権限で活動していると主張した。(第 2 節 a を参照)

年間を通して、警察は与党党员を不当に逮捕した (第 2 節 c も参照)。

例えば 1 月 18 日、カンパラ警察は、選挙委員会 (EC) 委員長に Badru Kiggundu が選ばれたことに抗議するため EC 本部に入ろうとした IPC の女性党员 33 人を逮捕した。警察は、このデモが委員会の建物への通路を塞いでいたという理由で逮捕を正当化した。1 月 19 日、カンパラ地裁は容疑者を不法な集会の罪で追及した。この事件の審理は、年末の時点で係属中だった。

カバレ警察は 3 月 18 日、3 月 22 日の補欠議会選挙に向けて不法な集会を開いたとして、6 人の野党活動家を逮捕した。7 月 25 日から 27 日にかけて、警察は選挙委員会に抗議したことを理由に全国で数十人の野党支持者を逮捕し、後に釈放した。8 月 19 日、カンパラおよびムバララ警察は野党側の反対者数人を逮捕し、後に釈放した。

カンパラ警察は 10 月 9 日、ウガンダ独立記念日の集会中に野党 FDC のシンボルである「V」を見せたとして、3 人を逮捕した。このうち 2 人は数時間後に釈放され、残る 1 人は 10 月 11 日に釈放された。

モヨ警察は 11 月 16 日、ムセベニの集会で「フェリーがないなら投票しない」、「道がないなら投票しない」と書かれたポスターを掲げて暴力を扇動したとして 3 人を逮捕し、1 晩拘禁した。

グル警察は 12 月 16 日、4 人の人々が履いていた青いガロッシュを野党 FDC の自衛団のシンボルと解釈し、暴力を扇動したとして彼らを逮捕した。12 月 17 日、警察は 1 人を不起訴として釈放し、12 月 22 日には残りの 3 人を暴力扇動と政治家候補からの収賄で起訴し、保釈した。この審理は年末の時点で係属中だった。

2009 年 7 月に DP 党员 19 人が不法侵入、不法集会、警察の任務の妨害で起訴された事件については年末の時点で係属中であり、容疑者は依然として保釈中だった。

ブガンダロード裁判所は 10 月 25 日、2009 年 9 月から扇動の容疑で審理係属中だった前ブガンダ王国副情報相 Medard Lubega Segona を無罪とした。

憲法裁判所は 8 月 25 日に扇動防止法を違憲としたが (第 2 節 a を参照)、以下の訴訟の審理は行われておらず、係属中となったままである。すなわち、2009 年 8 月の Unity FM のトークショーでの発言に関する、UPC 党员 Godwin Acai に対する 2009 年 9 月の訴訟、

民主党国会議員 Erias Lukwago に対する 2009 年 9 月の訴訟、マキンディエ西部の国会議員 Hussein Kyanjo に対する 2007 年および 2008 年の訴訟、およびブガンダ王国副情報相 Medard Seggona Lubega とブガンダ中央市民教育委員会委員長 Betty Nambooze に対する 2008 年の訴訟である。

FDC 青年部が不法な集会を開いたとする 2009 年 8 月の訴訟の審理については、年末の時点で係属中だった。容疑者は依然として保釈中である。

この 1 年間で、公訴局長官は FDC 青年部部長 Abedi Nasser Obole に対する 2008 年および 2009 年の訴訟をすべて取り消した。Obole は不法な集会を開いたとして 2008 年 8 月に初めて逮捕され、後に EC 委員長と委員 4 人に対する脅迫で告訴された。

333 の国会議員のうち、102 人は女性だった。このうちの 80 人の議席は女性専用のものだった。66 人からなる大統領の内閣には、14 人の女性大臣がいた。最高裁判所の副議長と副長官は女性だった

法律では、特別利益団体の議席については選挙人団による選挙が義務付けられている。女性に 80 議席、組合労働者に 5 議席、障害者に 5 議席、青年に 5 議席が割り振られていた。しかし、UPDF 最高司令部とムセベニ大統領は軍の代表を 10 人選考しており、障害者の 5 人は政府が唯一支援する NGO が組織した選挙人団によって選ばれた。

第 4 部 公務員の腐敗と政府の透明性

法律では公務員の汚職に関する処罰が定められており、政府は違反者を捜査したが、政府関係者は処罰されることなく腐敗行為に関与しており、汚職は深刻な問題だった。政府は、財務公開法を選択的に強化した。汚職との戦いを管轄する政府機関には、IGG、公訴省 (DPP)、高等裁判所の反汚職局、議会会計委員会、警察 CID、会計検査院、倫理・保全局などがある。汚職と闘うための政府高官の政治的意思は依然として弱く、汚職裁判は何年も係属中のままだった。世界銀行による最新の世界ガバナンス指標では、汚職が深刻な問題であることが示された。

2009 年 9 月に公的資産調達処分局が実施して財務省に報告した研究の算定では、公的調達手続きにおける汚職の損失は、年間で 4,740 億シリング (2 億 500 万ドル) に上った。

政府の省や機関、高官の多くが汚職に関わった。議会会計委員会 (PAC) は 5 月 11 日、2007 年コモンウェルス首脳会議 (CHOGM) のウガンダの開催支援に充てられた支出に関する報告書の作成を完了した。この超党派的な PAC の報告によると、数人の政府高官が使途不明かつ無許可の CHOGM の支出およそ 1 億 2,300 万ドルに関係していた。報告については議会で議論されることはなく、一般公開もされなかった。年間を通して、中等技師 1 人が CHOGM に関連する汚職で起訴された。

警察は6月21日、国外に逃亡したことを理由に、国家社会保障基金（NSSF）の前管理責任者 David Chandi Jamwa を逮捕した。当局は、オフィスを不正に使用し、政府に金銭的損害を与えたとして Jamwa を起訴し、再留置した。2008年のIGGの報告によると、Jamwa と前代理 Mondo Kangoyera は NSSF 資金の不正な管理に関与した。9月23日、高等裁判所の反汚職局は Jamwa の保釈を取り消し、高等裁判所における刑事訴追が終了するまで再留置した。また、警察は6月29日、政府に30億シリング（130万ドル）の金銭的損害を与えたとして NSSF の最高会計責任者 George Kyankunda を逮捕した。

ムセベニ大統領は7月7日、国家農業支援サービスのプログラム実施における不正使用、着服、および汚職の訴えを受け、財政年度2010/11年における同サービスの資金の使用を停止した。政府は、1,200億シリング（5,180万ドル）を地方の農家の支援に充てていた。大統領はプログラムの監査を命じたが、結果報告は年末の時点で出ていなかった。

IGGは8月29日、2004年から2005年にかけて政府に80億シリング（345万ドル）の金銭的損害を与えたとして起訴されていた NSSF 理事長 Geoffrey Onegi Obel を、再度告発した。高等裁判所は9月16日、判決に向けて審理を憲法裁判所に委ねることを求める Obel の要求を認めた。これは、最高裁判所の反汚職局が、設立年である2009年より前に起こった犯罪を裁けるのかということを考慮した結果である。

警察部隊の腐敗が問題となっていた。賄賂や汚職に関与した数人の警察官が逮捕され、起訴された。年末までに17人の警察官が汚職で起訴されており、収賄した者で釈放あるいは免訴された者はいなかった。年末の時点で、警察が贈収賄で告発された事件数件の調査が継続中だった。

カンパラの警察職務規範部隊は6月27日、自動車を運転する人々から金を騙し取ったとして、交通巡査の Jamil Kirunda、Innocent Obaa、Alfred Otim、Patrick Dratoo、Evans Talemwa、Patrick Ocen を逮捕した。7月、警察は捜査終了まで容疑者を保釈とした。

カンパラ警察は8月、警視補 Gregory Mugisha を詐欺罪の容疑で逮捕した。8月25日、高等裁判所は Mugisha をオフィスの不正な使用と捜査中の証拠改ざんの罪で追及した。裁判所は Mugisha を保釈しており、審理は年末の時点で継続中だった。

以前に発生した警察の汚職事件数件で進展があった。

カンパラ警察は2月5日、警察官の George Kawuka、Robinson Okid、Samuel Wamakote、Livingstone Ojuk、Serafino Ogwanga、Peter Olegi、James Kakuru を逮捕した。彼らは勾留者から賄賂を受け取ってキボガ県警察署から釈放したとして、2009年12月に起訴されていた。

グル県警察は 5 月、メディアおよび政治犯罪の担当捜査官 Robina Ocheng が、2009 年 9 月におとり捜査の資金として上司から受け取った 170 万シリング（733 ドル）を着服した件で有罪となったことを受け、同捜査官を停職処分とした。

カンパラ警察は 8 月、2008 年に容疑者から回収した 1,900 万シリング（8,200 ドル）を盗んだとして、犯罪捜査部（CID）刑事 Hope Atuhaire を逮捕した。8 月中旬、裁判所は Atuhaire に窃盗罪で懲役 2 年の判決を言い渡した。

裁判官の汚職が問題となっていた。数人の判事が賄賂を求め、受け取ったとして逮捕された。

エンテベ警察は 2 月 4 日、Felix Kintu に 100 万シリング（431 ドル）の賄賂を求めて受け取り、同人物を偽造事件について免訴したとして、第 1 級判事 Godfrey Bindeba を逮捕した。裁判所は 3 月 9 日に Bindeba の保釈を許可しており、事件の審理は年末の時点で係属中だった。

キソロ県警察は 2 月 16 日、John Bosco Nyundo 容疑者の保釈と引き換えに 10 万シリング（43 ドル）の賄賂を受け取ったとして、第 1 級判事 David Cheptuke Kaye を逮捕した。裁判所は、審理が終わるまで Kaye を再留置した。

ジンジャ県警察は 7 月 21 日、Esther Nabulime から 10 万シリング（43 ドル）の賄賂を受け取り、強盗で起訴されていた同人物の弟 Emmanuel Sembule を釈放したとして、第 2 級判事 Okitwi Odutu を逮捕した。裁判所は 7 月 23 日に Odutu を保釈しており、事件の審理は年末の時点で係属中だった。

19 万シリング（82 ドル）の賄賂を要求し、受け取ったとして、2009 年 11 月に懲役 2 年の判決を言い渡されていた第 2 級判事 Moses Ndifuna は、上訴の審理終了まで引き続き保釈となった。

高等裁判所の反汚職局は、3 人の裁判官と 5 人の判事を擁し、IGG および DPP から委託された汚職事件のみ審理を行うことができる。年間を通して、同局は 4 人の人物に汚職の有罪判決を下した。

6 月 29 日、ACD は政府の技師長 Samson Bagonza に対し、オフィスを不正に使用した上、政府に 16 億シリング（69 万 1,742 ドル）の金銭的損害を与えたとして、懲役 5 年の判決を言い渡した。Bagonza は 2007 年の CHOGM の準備期間中に、許可されていない高速道路建設事業を認可していた。

8 月 13 日、ACD は保健省職員 Joseph Isanga に対し、医薬品の購入資金 220 万シリング（9,485 ドル）を私的流用したとして、懲役 5 年の判決を言い渡した。裁判所は、上訴終

了まで Isanga を保釈とした。

ACD は 9 月 13 日、オフィスを不正に使用した上、政府に 6,600 万シリング（2 万 8,485 ドル）の金銭的損害を与えたとして、カプチョルワ県の書記官 Chemisto Alfred Mashandich と前出納官 Martin Swami に対しそれぞれ懲役 4 年、現出納官 Sammy Nelson に対し懲役 5 年の判決を言い渡した。裁判所は 3 人に対して 2,860 万シリング（1 万 2,343 ドル）の返金を命じ、上訴終了まで再留置とした。

世界エイズ・結核・マラリア対策基金の金を盗んだとして 2009 年に ACD から有罪判決を受けていた 4 人の人物は、上訴終了まで保釈とされた。

ACC は 9 月 9 日、警察の給与支払い名簿から重複する氏名および銀行口座を削除しなかったとして 2009 年 8 月に起訴され、再留置されていた警察次官 Winnie Musoke Kabogonza、経理担当責任者 Dennis Nyagweso、Dennis Twinamasiko、Alfred Okello、Ashe Kawooya、Primo Nyokatre、Harriet Kyomugisha の保釈を許可した。

憲法裁判所は 5 月 17 日、前保健相 Jim Muhwezi と同副相の Mike Mukula、Alex Kamugisha、前県会議事堂補佐官 Alice Kaboyo が 2009 年に行った申立を棄却した。この申立は、2007 年の世界ワクチン免疫同盟（GAVI）の資金 800 万ドルの横領について、IGG が 4 人の捜査に関する法的な命令を受けていなかったと主張するものだった。被告人は 6 月に憲法裁判所の裁定を最高裁判所に上訴しており、審理は係属中だった。4 人は 2007 年から保釈中である。

不正な管理によって政府に金銭的損害を与えたとして 2007 年に起訴されていた法務長官 Lucien Tibaruha と訴訟担当官代理 Joseph Matsiko の訴訟については、進展がなかった。Tibaruha と Matsiko は、引き続きどちらも停職処分となっていた。

公開入札に関する前 IGG の Faith Mwondha 判事の調査と、同判事の給料は政府の方針に準じた適正額を上回っているという主張に対する議会審査については、進展がなかった。年末の時点では、IGG はまだ委員会の前に現れていなかった。

推計 17,000 人の公務員が、半年に 1 度実施される財務公開法に準じた報告の対象となっている。ICG の報告によると、2009～10 年の期間には 16,909 が対象となった。5 月 27 日、高等裁判所は、保健省の会計主任 Nestor Gasasira が自分の財産を計上しなかったとして同人物の免職と財産の押収を求める IGG の申立を棄却した。裁判官の見解では、Gasasira は裁判所の審問を受けていなかった上、免職の提言を行う権限があるのは IGG ではなく指導規約裁判所だった。8 月 24 日、最高裁判所は高等裁判所の裁定を支持した。

法律では政府情報の一般公開が定められており、政府は市民および外国メディアなどの非市民に情報を公開した。

第5節 人権侵害の報告に関する国際的調査および非政府機関の調査に対する政府の姿勢

一般に、多数の国内および国際的人権団体が、政府から規制を受けることなく人権裁判の調査を行い、報告書を発表している。政府職員は概して、こうした団体の見解を受け入れていた。活動中の独立した国内団体には、FHRI、人権フォーカス、人権ネットワーク、マケレレ大学人権平和センター、国際人権連盟、司法平和委員会、ウガンダジャーナリスト安全委員会、ウガンダ囚人支援基金、ウガンダ女性弁護士協会などがあつた。政府職員は NGO が主催する社会問題に関する会議やセミナーに参加を続け、法律や刑務所の改革に関して NGO と協力した。

政府は 2008 年 1 月、NGO からの批判を受けて市民団体と協議を行った後、宗教団体を含む大多数の NGO に登録許可を毎年更新するよう要求する 2006 年の NGO 登録法を見直す委員会を設置した。NGO による憲法裁判所への申立が処理されるまで、この見直しを行う間は同法の施行は保留されていた。（第 2 節 b を参照）

政府は国際政府組織と協力し、国連代表者に加え、国連人権高等弁務官事務所や赤十字国際委員会（ICRC）などの機関による訪問を許可した。

UHRC の役員 7 人を任命するのは大統領だが、UHRC は準司法的な権力を持つ常駐機関である。法律の定めでは、UHRC は召喚状の発効や勾留者の釈放命令、虐待に対する賠償金の支払い命令を行うことができる。UHRC は軍隊や警察部隊の内部も含めて容疑者の人権を侵害する者の追跡を続けており、全国に支局を持っていたが、資源が不十分だったため受理した申立のすべてについて調査を行うことはできなかった。

UHRC が 2010 年 10 月に発表した 2009 年の年次報告によると、UHRC が受け取った人権に関する申立は 785 件であり、申し立てられたのは 858 人で、このうち 106 人が UPDF 隊員、285 人が警察官、86 人がその他の治安要員、29 人が刑務所の看守、343 人が民間人だった。785 件のうち 31 パーセントで、拷問あるいは残虐で非人間的、屈辱的な処遇および刑罰が主張されていた。また、UHRC は同性愛法案を精査し、同法案を成立させるとウガンダの憲法と国際法に違反することになるとした。この報告は、政府に対し以下のことを要求していた。すなわち、懸案の反拷問法案の可決、特に女性と子供の刑務所状況の改善、不法な拘禁や長期間にわたって公判前拘置を行う慣行の撲滅、子供のいけにえ事件の訴訟に対する殺人罪の適用、および治安部隊に対する人権教育プログラムの提供の拡大である。

HRW は 2009 年 4 月の「オープン・シークレット」報告書で、拘禁者へのあらゆる拷問や虐待の廃止、JATT など権限のない治安部隊による逮捕や尋問の廃止、コロロの JATT 本部から拘禁者全員を釈放し、同本部の拘置所としての使用を廃止すること政府に要求した。HRW は政府に対し、コロロの拘禁者のうち拘禁する法的根拠のある者については即

時警察の拘置所へ移送し、法的に犯罪と認識できる場合はそこで起訴できるようにするよう要請した。さらに HRW は、拘禁者の居場所、状態、および起訴内容を各拘禁者の家族に迅速に連絡するよう政府に要請した。被告人は、公正な裁判に関する国際水準を満たしている裁判所で裁かれるべきである。また、HRW は、生命と公正な裁判の権利、逮捕後 48 時間以内に裁判所へ起訴される権利、および拷問や虐待、不当な逮捕、長期間の不当な拘禁からの開放について、免責を止めるよう政府に要請した。

第 6 節 差別、社会的虐待、および人身売買

法律では、人種、性、障害、言語、あるいは社会的地位に基づく差別が禁止されているが、地域あるいは文化に浸透した女性、子供、障害者、特定の民族集団に対する差別に対しては、政府は法律を施行しなかった。

女性

レイプは法律で処罰されるが、依然として全国的に深刻な問題となっており、政府は一貫した法の施行を行わなかった。政府は年間を通してレイプの容疑者を逮捕し、起訴して有罪としているが、報告数は過少であり、大半の事件は捜査が行われなかった。警察には性犯罪の証拠収集に関する犯罪学的能力がなく、起訴や有罪確定が困難だった。2009 年に警察が記録した 619 件のレイプ事件のうち、裁判で争われたのは 240 件であり、有罪判決が出たのはわずか 12 件だった。

報告によると 12 月 31 日、モロト県で、UPDF の兵士が流通センターのパトロール中に Teddy Nakiru を輪姦した。年末の時点で、兵士の逮捕、および犯罪行為の報告や兵士の処分を行わなかったことによる部隊の指揮官 James Kasule 少佐、Walter Olum 中尉、Sanyu Kaserebe 中尉の 3 人の停職処分が目前であり、捜査が続行中だった。

配偶者への虐待などのドメスティックバイオレンスは依然として広範に存在し、事件の報告は増え続けた。警察による 2009 年の年次犯罪報告では、ドメスティックバイオレンスの事件は 165 件報告されており、2008 年の 137 件から 20 パーセント増加している。こうした統計は、問題の規模を大いに過小評価している。11 月の国連人口基金の報告によると、15 歳以上の女性のうち 60 パーセントは肉体的な暴力を受けたことがあるほか、女性の 15 パーセントは妊娠中に暴力を受けたことがあり、24 パーセントは最初の性交渉が強要されたものだったと報告した。法執行機関の職員の多くは、大半の国民同様、妻への暴力を夫の特権とみなしており、ドメスティックバイオレンスの事件にほとんど介入しなかった。

ムセベニ大統領は 3 月 17 日、2009 年のドメスティックバイオレンス法案に署名した。この法案は、ドメスティックバイオレンスを処罰し、被害者の保護を拡大して、虐待した者に罰金から 2 年間の懲役を科すものである。

1月から8月までの間に、政府はドメスティックバイオレンスの罪で15人を逮捕し、起訴した。例えば2月2日、マサカ警察は、家族会議の末に妻の Grace Phoebe を殺害したとして Francis Kasekende を逮捕した。この事件の調査は継続中だった。また、オヤム県警察が7月12日に妻の Janet Akot を殺害したとして Richard Otto を逮捕したほか、カンパラ警察が7月24日に、妻の Christine Dambio を殺害したとして Apollo Dalton Nyangasi を逮捕した。これらの事件の調査は継続中だった。

過去に発生したドメスティックバイオレンスの事件で進展があった。例えば2月18日、ムコノ地裁は、前ムコノ県警察署長 James Aurien が2008年に妻 Christine Opolot を殺害した事件の審理のため、Aurien を高等裁判所に送致した。年末の時点では、裁判での口頭弁論が係属中だった。カバロレ高裁は4月、2005年に妻 Peace Rodi を殺害したとして、Reuben Asiimwe を有罪とし、懲役21年の刑を宣告した。ムバラ地裁は6月29日、2007年に夫を殺害したとして、Boniconsilla Kyaratuhe に懲役12年の刑を宣告した。モロト県のUPDF第3師団軍法会議は9月16日、2009年5月にUPDF兵卒である夫 Nelson Okello を殺害したとして、Judith Koryang に死刑を宣告した。

Richard Tito Okello が家族会議の末に妻 Scovia Acayo を殺害した2009年4月の事件については、進展がなかった。

法律の定めによれば、婚資とは花嫁の両親に贈られる返済不可の贈り物である。この慣習は、市民社会団体からの提言に反して、2007年の憲法改正で撤廃されなかった。憲法裁判所は3月27日、2007年に女性権利グループのミフミ・プロジェクトが行った、婚資の慣習は女性の権利を侵害し、ドメスティックバイオレンスを助長するものであるとする申立を棄却した。憲法裁判所は棄却に際し、ミフミ・プロジェクトは婚資とドメスティックバイオレンスが関連するという科学的証拠を提示していないとした。ミフミ・プロジェクトは4月に上訴しており、最高裁判所での審理が係属中だった。

性的嫌がらせは禁じられており、違反した場合最高で懲役14年の刑が科されるが、広く問題となっており、政府は事実上法の執行を行わなかった。IGPのKale Kayihura 将軍は2009年4月、男性の上級警察官から女性警察官に虐待があったという主張に関する調査委員会を設置した。年末の時点では、委員会設置の成果は発表されていなかった。

マケレレ大学の男性講師が、よい成績を与える条件として女性の学生に性行為を強要したとする主張を調査するために2008年に発足した調査委員会からは、年間を通して何の報告も発表されなかった。

ナカセケ病院主任から性的嫌がらせを受けたとする30人の看護師による2007年の主張を調査する保健省のチームからは、何の成果も報告されなかった。

夫婦あるいは個人が自由にかつ責任を持って子供の数や出産時期を決めることを制限する

法律はないが、特に農村地域では診療所が少なく、家族計画の情報や支援を得ることは困難だった。2006 年の調査で、既婚女性の 41 パーセントは家族計画の必要性が満たされていないことが明らかになっている。HIV/AIDS などの性感染症の診察や手当てにおいて、差別があったとする証拠はなかった。2010 年 1 月の国連開発計画（UNDP）の報告によると、産婦死亡率は出生児 10 万人当たり 505 人が死亡するというものだった。

法律では、女性には十全かつ男性と同等の人間の尊厳が与えられるものとされている。しかし、女性に対する差別は依然として広範に存在し、特にそれが伝統文化の一部とされる農村地域では顕著だった。多くの慣習法では、養子縁組、結婚、離婚、および相続において女性が差別される。多くの地域の慣習法で、女性は資産の所有もしくは相続ができず、子どもの監護権を得ることが出来ない。多くの地域の伝統的な離婚法では、女性が男性の不貞を証明する際に求められる証拠の水準のほうが、逆の場合の水準よりも厳しい。1 人の夫が複数の妻を持つ一夫多妻は、慣習法でもイスラム法でも合法であり、さらに男性が兄弟から未亡人を「相続する」ことができる民族集団もある。また、女性は経済的にも差別されていた。例えば、現地 NGO アクションエイドが 6 月に実施した研究で、農作業の大半を行っているのは女性であるにもかかわらず、女性が所有する農地はわずか 7 パーセントであることが明らかになった。女性はさらに、雇用、信用、収入、事業所有権、上級職や管理職の獲得においても経済的差別を被った。

性の不平等の撲滅は依然として政府の最優先事項であり、政府は NGO や女性権利団体と協力して、全国で女性の権利に関する意識を向上させるための研修会や訓練を後援した。

子供

両親あるいは祖父母のうち少なくとも 1 人がウガンダの市民権を持っていれば、出生地が国内か国外かにかかわらず、子供には市民権が付与された。国内で放棄され両親が不明な 18 歳未満の子供、および市民権を持つ両親に養子として引き取られた 18 歳未満の子供は、ウガンダ国民とみなされた。

2006 年のウガンダ人口保健調査の報告によると、出生を記録された子供は農村部で 21 パーセント、都市部で 24 パーセントにすぎなかった。しかし、一般的には登録がなくても公共サービスを拒否されることはなかった。

議会は 2008 年、小学校の 7 年間、あるいは特に恵まれない生徒には高校まで、授業料無料の義務的教育を提供する法案を可決した。最貧困層の生徒以外は、依然として学用品や学校の運営費を支払わなければならなかったが、生徒の両親の多くは学費を支払えなかった。男子のほうが小学校を修了する率が高かった。大半の生徒が到達した教育レベルは、小学校の 4 年だった。

子供への虐待、特に少女へのレイプや性的虐待は依然として深刻な問題となっていた。

2009 年の警察の年次犯罪報告によると、子供に対する一般的犯罪で最も多いのは、依然としてわいせつであり、2009 年には 7,360 件が記録された。また、報告には育児放棄が 3,126 件、子供の遺棄が 754 件、強制わいせつが 550 件、拷問が 552 件、子供の拉致が 206 件、誘拐が 49 件、幼児殺害が 46 件、子供のいけにえが 29 件、子供の人身売買が 16 件記録されていた。政府は UNICEF に加え、セーブ・ザ・チルドレンや児童虐待の予防と保護のためのアフリカネットワークなどの NGO と協働し、国内の児童虐待と闘った。

2006 年の禁止以降、学校における体罰については個別の報告がある。例えば 3 月、ブイクウェ警察は生徒の Chrizeston Ssekatawa を殴打し死亡させたとして、Progressive 小学校の Joseph Balyejjusa 教諭を逮捕した。この事件の調査は年末の時点で継続中だった。

配偶者以外の 18 歳未満の少女との性交渉は、合意の有無や加害者の年齢にかかわらず「わいせつ」とみなされ、最高で死刑が科せられたが、こうした事件は少女の両親に対する金銭の支払いで解決される場合が多かった。警察の統計によると、2009 年に記録されたわいせつ事件は 7,360 件だったが、そのうち裁判が行われたのは 4,433 件で、有罪となったのはわずか 467 件だった。

多くの場合、性的虐待の加害者は家族や隣人、教師だった。

政府は 2007 年、未処理の事件を処理する取り組みの一環として 2006 年の治安判事裁判所法案を改正し、治安判事に 14 歳から 17 歳の少女のレイプ裁判で審理を行う権限を与えた。一方、高等裁判所は引き続き 14 歳未満の少女のレイプ事件を扱った。UPF は 2009 年 2 月に行った発表で、レイプやわいせつ行為に関する無料の検診を全国で提供し、捜査を実施して加害者を起訴することを確認した。このプログラムは 2009 年 3 月に開始され、以来推定で 3,000 人のレイプやわいせつ行為の被害者がカンパラのムラゴ病院で無料の検診を受けている。

カプチョルワ農村地区のサビニー族の集団と、ケニアとの国境の北東部に沿って居住するポコット族の集団は、地域法で禁止されているにもかかわらず、FGM を行っていた。3 月 17 日、ムセベニ大統領は 2009 年の女性器切除禁止法案に署名した。この法律により、文化、宗教、および被害者の同意のいずれも正当な抗弁とはならないことが規定され、FGM を実施した場合、最高で終身刑が科されることが定められた。政府、女性団体、および国際機関は、教育を通して FGM と闘い続けた。そのプログラムは、地域の指導者からの支援を受けており、伝統的な権力者との緊密な協調と個人同士の相談を重視していた。7 月 29 日、憲法裁判所は FGM の慣習は憲法に違反すると宣言した。

政府が禁止しているにもかかわらず、年間数千人の少女が FGM を受けており、ある新聞記事によると、カプチョルワ、ブクウォ、クウェン、およびアムダット県だけで 12 月におよそ 820 人の少女に実施された。警察はこの儀式を奨励した人物数人を逮捕した。例

例えば 11 月 31 日、クウェーン県 Binyiny 準郡で FGM の実施に関与したとして、Jennifer Katungo、Patrick Chemonges、Flora Chebet、Juliet Cheseva、Isaac Chemonges を逮捕した。この事件の審理は係属中だった。12 月には、FGM の儀式に関与したとして、クウェーン県で 16 歳未満の少女 4 人とその両親 5 人を逮捕した。少女は事情聴取の後に釈放され、両親は 2 ヶ月間の社会奉仕活動の刑を言い渡された。ブクウォ県警察は 12 月、FGM を実施したとして Margret Chemutai、Brunei Chematene、Boniface Kabunga、Julius Malinga を逮捕した。12 月 8 日、Chemutai は有罪を認め、8 人の少女の性器を切除したとして懲役 4 ヶ月の刑を言い渡された。Chematene、Kabunga、Malinga は無罪を主張し、審理終了まで再留置された。

結婚可能な法定年齢は 18 歳だが、両親の取り決めによる少女の結婚は一般的であり、特に農村地域で横行していた。現地 NGO、子供と女性の権利向上事業の報告によると、厳しい貧困により、わずか 14 歳程度の少女を早婚や性的目的のために手放さざるを得なくなった親がいた。2009 年 3 月の国連の報告によると、法廷年齢未満の少女の結婚は全体の 32 パーセントに及んだ。

年間を通して、儀式における子供のいけにえの報告が増加した。例えば 6 月 18 日、ブイクウェ県警察は、6 月 6 日に Nyenga 準郡の儀式で 3 歳の女儿 Evera Mudaali を殺害したとして、David Mukulu、Jennifer Night、Laubeni Mande、Yuda Nakacho、John Baptist Serwajjo、Agnes Namanya を逮捕した。ナカセケ県警察は 5 月 18 日、ンゴマ準郡で 3 歳の女儿を儀式で殺害したとして、Scovia Nalugo と Isma Kafeero を逮捕した。マサカ県警察は 7 月 19 日、6 月 30 日にカリシゾ準郡で 3 歳児の Marvin Mukiibi を儀式で殺害したとして、John Lwahinda と Baker Muhwezi を逮捕した。これらの事件の容疑者は、事件の調査と審理が終了するまで際留置されている。

Issa Wayibi、Sebastian Musana、Bbumba Aramazan、Daudi Byendala が儀式で少女を殺害したとして起訴された 2009 年 3 月の事件、および 1 歳の女儿を儀式で殺害したとして John Okech と家族 6 人が起訴された 2009 年 4 月の事件については、進展がなかった。事件の調査と審理が終了するまで、容疑者は全員際留置されている。

マサカ地裁は 4 月 23 日、12 歳児の Joseph Kasirye を儀式で殺害したとして起訴されていたビジネスマンの Godfrey Kato Kajubi に対し、無罪を言い渡した。しかし、政府の検察官は上訴しており、裁判は年末の時点で係属中だった。

過去 5 年間と同様、LRA が国内で子供の誘拐や徴兵を行ったという報告は、年間を通してなかった。しかし、それに先立つ数年間で、4 万人いる子供のうち推定 5,000 人が労働者、兵士、守衛、性的奴隷として使用する目的で LRA に誘拐されており、依然として行方不明であるとされた。年間を通して、DRC、CAR、およびスーダンで DRC が子供の誘拐を行ったとする報告は、引き続き多数寄せられた。

貧困、不安定な家族関係、レイプ、不十分な家族計画のサービス、およびその他の社会、保健、経済的の要因により、幼児殺害事件が発生した。2009 年の警察の犯罪統計は、幼児殺害事件は 46 件あったとしているが、犯罪の分析については掲載していない。

カンパラ警察は 1 月以来、主にカラモジャ地方からのストリートチルドレン約 331 人を集め、ムピジ県のカンピリギサ・リハビリテーション施設に収容した。ストリートチルドレンの多くは、貧困、飢餓、カラモジャ地方の不安定な情勢の犠牲者だった。

ウガンダは、1980 年の国際的な子の奪取の民事面に関する条約の締約国ではない。親による子供の拉致に関する情報については、以下で国務省のコンプライアンスに関する年次報告書を参照のこと。

http://travel.state.gov/abduction/resources/congressreport/congressreport_4308.html

反ユダヤ主義

ユダヤ人コミュニティは非常に小さく、反ユダヤ主義に関する報告はなかった。

人身売買

人身売買の情報については、以下で国務省が毎年発表する人身売買報告書を参照のこと。

www.state.gov/g/tip

障害者

雇用、教育、医療の利用、およびその他の国によるサービスの提供において、肉体的、感覚的、および精神的障害者を差別することは法律で禁じられているが、政府は事実上法律を執行しなかった。障害者も、社会的差別や雇用と教育機会の制限を受けた。障害者が利用しやすい建築物を求める法的要件は存在しなかったが、障害のある子どもには特別な施設を与えなければならないことが法律で定められている。

UHRC は引き続き、障害者から雇用、交通機関の利用、携帯電話、およびその他の公共サービスに関する苦情を受けていた。国内のほとんどの学校は、障害者に対応していなかった。

耳が不自由でコミュニケーションが取れなかったために、裁判、医療サービス、教育を拒否された囚人 40 人に対しては、何の支援措置も取られなかった。

政府は障害者の投票と市民活動に参加する権利を支援した。議会の 5 席は障害者の代表者に割り当てられたが、これらの議席の選出については、政府が後援する NGO が不透明な管理を行った。障害者の権利の保護を管轄する政府機関は国家障害者省とジェンダー・労

働・社会開発省だったが、どちらも資金が不足しており、重大な戦略の実施も支援もできなかった。ムセベニ大統領は 2009 年 8 月、障害者を保護し、公的窓口の平等な利用を保証することを責務とする機会均等委員会のメンバーを任命した。4 月、障害者の収入の増加と生活の改善を目的として 48 の県で行われている事業を加速させるため、政府は 150 億シリング（64 万 7,338 ドル）を投入した。

国籍／人種／民族的な少数派

少数民族間の暴力行為については、国内の数ヶ所で個別の報告があった。例えば 5 月、アルア県とネビ県の境界沿いで発生した、アルール族とマディ族間の土地をめぐる 2 日間にわたる衝突で、5 人が負傷し、120 世帯が Pera 村からの退去を余儀なくされた。アルア県警察は、暴力行為を扇動したとして 7 人の容疑者を逮捕して再留置しており、審理は年末の時点で係属中だった。

マディ族がリノ・キャンプ準郡カソメンガ村からアルール族の数家族を強制的に退去させた際に暴力行為を扇動したとして、Dominictic Ningrea、Martin Etima、D.Adrani、Alex Mawa、William Walya、Lilno、Jessica Nenia、Zaayoru Yena、John Anguzu、Johnson Munuru が起訴された 2009 年の事件については、年末の時点で審理が係属中だった。

IGP の Kale Kayihura 少将は 8 月、警察が国内のソマリ族に嫌がらせをしているという報告を調査するよう命じた。ソマリ族は、7 月 11 日のカンパラの爆破事件後、警察が恐喝や嫌がらせ、脅迫を行っているとし立てた。年末の時点では、この調査の成果に関する報告はなかった。

先住民

バトワ族は、ムガヒンガ国立公園、ブウィンディ原生国立公園、およびエチュヤ中央森林保護区を設置するために政府が 1992 年に使った土地の先住民である。約 6,700 人ものバトワ族が土地を追われ、南西部のブンディブリョ、キソロ、カバレ、カヌング、マサカ、ムバララに住んでおり、教育、医療、土地、経済機会に関する権利は限られていた。また、バトワ族は狩猟、集会、およびその他の伝統的な生活様式の維持を阻害され、食糧不足に陥ることが多かった。バトワ開発連合機関は 3 月、バトワ族の文化価値を保護するため、先祖代々伝わる土地の権利を認めるよう議会に請願した。政府は事実上、バトワ族の公民権や政治的権利の保護を行わなかった。

社会的虐待、差別、および性的指向や性同一性に基づく暴力行為

レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、およびトランスジェンダー（LGBT）の人々は、差別と法的な規制を受けた。植民地時代の 1950 年の法規定は「自然の摂理に反する肉欲的

行為」を犯罪とし、終身刑を規定しており、この法規に基づいて同性愛行為への関与は現在も違法とされている。しかし、この法律に照らして有罪とされた者はいない。10月12日、カンパラ警察は同性愛で1人の人物を逮捕した。カンパラ地裁は10月15日にこの人物を同性愛で起訴し、保釈した。審理は年末の時点で係属中だった。

2009年9月、国会議員のDavid Bahatiは「反同性愛法案」を発表した。この法案は、「同性愛」、あるいは同性愛の「幫助」、同性愛への「関与の共謀」、「同性愛の助長」、同性愛行為を24時間以内に当局に報告しなかった場合の「違法行為の隠匿」などの「関連行為」で2度目の有罪判決を受けた場合、懲役から死刑までの刑罰が科されるというものだった。法案は年間を通して審議過程にあったが、LGBTの人々に対する嫌がらせや脅迫が増加した。政府は法案を承認しなかったが、憲法で規定されている権利は性的指向に関係なく万人に該当するという2008年12月の高等裁判所の判決に反し、数人の政府高官とムセベニ大統領は同性愛への嫌悪を公然と語った。

LGBTの人々は年間を通して、社会的嫌がらせ、差別、脅迫、および幸福の阻害を受けた。人々はLGBTコミュニティのメンバーを公然と脅かし、いくつかの公的な行事で彼らの憲法で規定された権利を踏みにじった。例えば、Pastor Martin Ssempeは4月15日、ジンジャで同性愛に反対するデモ行進を先導した上、4月17日にカンパラの教会で行われた反同性愛の行事では、子供を含む聴衆に対してポルノのスライドショーを上映した。これらの集会中、参加者は公然とLGBTの人々を威嚇した。

UHRCは2010年10月に2009年の年次報告を発表し、その中で反同性愛法案はウガンダの憲法および国際法に違反していると断じた。

10月10日、ある地方の無名タブロイド紙が「絞首刑にせよ」という見出しの下、LGBT活動家数人の名前と写真を公開し、さらに人物によっては住所まで掲載した。11月1日、高等裁判所はタブロイド紙に対し、David KatoらLGBT活動家3人による告訴の審理が終了するまで、同性愛に関する情報をそれ以上発表してはならないとする命令を発布した。審理は年末の時点で係属中だった。

12月13日、行動倫理規範相James Buturoは、ウガンダの人権擁護者に関するドキュメンタリーのUHRCおよびOHCHRによる上映を妨害した。Buturoは、この映画は同性愛を助長していると主張した。映画の中では、ある人権擁護者が、個人がゲイあるいはレズビアンであると思われるかを当局に報告することを医療従事者に強制することでウガンダ国民の人権を侵害しているとして、「反同性愛法案」の起草を批判していた。UHRCは12月15日の記者会見でこのドキュメンタリーを保護し、憲法で保護されたUHRCの独立性を侵害しているとしてButuroを批判した。

同性愛に関与したとして活動家Fred WasukiraとBrian Mpaddeが2009年4月に起訴された件については、係属中だった。9月、同性愛行為でのCharles Ayeikohに対する2009

年 6 月の起訴を取り下げた。

その他の社会的暴力、あるいは差別

HIV/AIDS 感染者に対する差別が一般化しており、感染者が治療や支援を受ける妨げとなっていた。国際 NGO および現地 NGO は政府と協力し、HIV/AIDS に対する悪いイメージを払拭するため、国民意識を高めるキャンペーンを主催した。カウンセラーは患者にパートナーや家族と一緒に検査を受けるよう促し、全員が HIV/AIDS との闘いに関する情報を受けられるようにした。HIV/AIDS と闘う人々は支援団体を結成し、コミュニティ内の意識向上を促した。

第 7 節 労働者の権利

a. 結社の自由

法律では、警察、軍、役人の管理職などの「主要な」政府職員を除いて、労働者による組合の組織や加入が認められているが、すべての組合は国家労働組合機関もしくは労働組合同盟に登録しなければならない。法律によれば、組合は干渉を受けずに運営活動することができる。組合役員の推定によると、組合に加入できる労働者は 120 万人を超えるが、費用を支払っている組合員はわずか 30 万人である。

法律では雇用者が集会の権利を妨害する行為は違法とされているが、政府は概してこの法律を執行しなかった。労働運動家は、以下の企業は従業員の組合入会を禁止しているとして非難した。すなわち、Dot Services and Cementers、Multiplex（どちらも道路建設業者）、通関、運送、および輸送業者の Mansons、West Nile Rural Electrification Company、食用油業者の BIDCO Uganda Ltd、Mukwano Manufacturing Industries、Kawere Coffee Ltd、Kibimba Rice Scheme、Roko、Uganda Cement、およびその他いくつかの建設業者やスーパーマーケット、私立大学である。

法律ではストライキの権利が定められており、労働者はこの権利を行使したが、政府の方針は労働者と経営陣に「ストライキの行動を取る前の、労働争議を和解させるためのあらゆる試み」を行うよう要求するものだった。政府は必ずしもストライキの権利を守っておらず、警察は年間を通してストライキの実施に関わった人々を逮捕した。

例えば 9 月 5 日、警察は、低賃金と厳しい労働条件に反対するストライキを行っていた Lugazi Sugar Corporation のサトウキビ刈り入れ作業員 12 人を逮捕した。警察は 9 月 6 日、ウガンダ農園および農業労働者国家組合の干渉を受け、労働者を釈放した。Lugazi Sugar Corporation の経営陣は 9 月 20 日、従業員の給料を 2 年の間 17 パーセント増やし、月額 8 万シリング（35 ドル）から 10 万 4,000 シリング（45 ドル）に引き上げる協約書に署名した。従業員は、2009 年 5 月にも低賃金と厳しい労働条件に反対する短期間のスト

ライキを行っていた。

ストライキを行う労働者を止めるため、警察は過剰な実力行使を行った。

例えば、ホイマ県警察は 9 月 7 日、ブリティッシュ・アメリカン・タバコ (BAT) ・ウガンダのストライキ中、Dennis Bazara、Benard Byabasaija を殺害し、数人を負傷させた。従業員は、8 月の給料の支払いが遅れていることに抗議していた。当局は、発砲に関与した警察官の Augustine Kasangaki、Luke Mbusa、Romeo Ojara を逮捕し、事件の調査を続けた。9 月 15 日、ホイマ警察懲戒法廷は Kasangaki、Mbusa、および Ojara の審理を開始し、過失致死で追及した。容疑者は 9 月 28 日まで再留置された。9 月 21 日、Kinyara Sugar Works のサトウキビ刈り入れ作業者のストライキを解散させるため、警察は実弾を発砲した。従業員は低賃金に抗議していた。負傷者は報告されていない。後に行われた組合との話し合いで、経営陣は作業員へ金銭を支払うことに同意した。

b. 団結権および団体交渉権

法律では団体交渉権が規定されているが、政府は実質的にこの権利を守らなかった。登録済みの組合と団体協約を結ぶことを求める法規定を無視する雇用者もあり、協約を承認した雇用者は僅かだった。9 月 8 日、20 の企業からなるウガンダ花輸出組合は、ウガンダ園芸関連労働組合との労働協約に署名した。企業はこの協約で、労働者の権利の維持と賃金の増大を求められている。医療人材や教師などの公共サービスの組合は、給料や雇用条件に関する交渉を許可されていなかった。政府は、すべての公務員の労働条件を整備した。

2009 年同様、年間を通して反組合的な差別の報告はなかった。政府は労働組合中央組織の登録を拒否した。この組織は、指導権をめぐる争いにより法律に準じて登録された連合体から分離した、各組合の統括団体である。

輸出加工区は存在しなかった。

c. 強制労働の禁止

法律では児童の労働も含めて強制労働が禁止されているが、報告によると、刑務所を中心にこうした行為が行われていた。法律では刑務所の労働は明確には禁止されていないが、労働者が「個人、会社、あるいは団体から任意に雇用あるいは配置された」のであれば、その労働は強制的であるとされる。NGO と UHRC の報告によると、強制労働は全国各地の刑務所で問題となっていた。刑務所職員は囚人を雇い、民間の農場や建設現場で働かせ、多くの場合酷使した。

刑務所職員は日常的に、刑務所内の土地で囚人が育てた換金作物を自分の賃金の足しにしていた。男性の囚人は厳しい肉体労働に従事し、女性の囚人は編んだかごなど売り物にな

る手工芸品を作った。未成年の囚人は単純労働に従事し、労働時間はしばしば 1 日 12 時間に及んだ。報酬がある場合でも、概して非常に低額だった。7 月、政府は刑務所管理者に対し、囚人に支払う報酬の資金を提供すると発表した。資金提供は行われなかった。報告によると、囚人の労働で得た収入を報酬の支払いに充てる職員もいた。囚人は預金口座を持っていないが、刑務所の経理担当者は未払いの賃金を帳簿に記録した。

6 月、警察が 1,300 人を超える人々を逮捕し、大規模な営利農場で働かせているとの申立について、刑務所当局が調査を開始した。報告によると、警察は怠惰や風紀紊乱で市民を逮捕し、プトロやカサンガティなどの刑務所に送り込んで労働を強制した。年末の時点では調査の報告は出ていなかった。

子供を搾取する労働は、主に以下の業種で行われていた。すなわち、運送、採掘、路上販売／物乞い、金属くずの回収、石切、レンガ作り、道路建設／補修、洗車、漁業、ベビーシッター／家政婦、バー／クラブの接客、密輸、および売春である。これらすべての分野で強制労働が行われていた可能性が高い。

人身売買の情報については、以下で国務省が毎年発表する**人身売買報告書**を参照のこと。

www.state.gov/g/tip

d. 児童労働の禁止と雇用の最少年齢

法律では 18 歳未満の労働者を雇う事は禁じられていたが、ジェンダー・労働・社会開発省が発布した法令では、14 歳から 18 歳の子供の雇用が認められており、学業の支障になれば、13 歳でも「軽作業」に従事することが認められている。12 歳未満の子供についてはいかなる企業や職場でも雇用が禁じられており、すべての子どもについて学校の授業時間中の雇用が禁じられている。しかし、児童労働はインフォーマルセクターを中心に一般的に行われていた。

全国的によく見られた状況として、多くの子供たちが学校を退学し、生活を支えたり両親の代わりに働いたりするために農作業や家事を行っていた。この問題は特に、多数いる孤児の間で深刻だった。2009 年 6 月の統計局の推定によると、児童労働にかかわっていた子供は 176 万人超、すなわち 5 歳から 17 歳までの子供の 17 パーセントであり、このうち 79 万 8,451 人は少女だった。

都市部では、子供たちは路上で商品を売ったり、店で働いたり、物乞いをしたり、性風俗産業に関わっていた。また、子供たちは石切場、畜産業、れんが作り、さらに紅茶やコーヒー、サトウキビやバニラ、タバコや米を栽培する営利農場でも雇用されていた。ジェンダー・労働・社会開発省は、最悪の児童労働に関する新しい事件について報告を寄せており、それによると密輸などの違法行為に子供が関与していた。政府職員の主張によると、インフォーマルセクターにおける子供の搾取が特に問題となっており、捜査が困難だった。

子供たちが自作農や家事使用人として働いていることは周知であり、子供の売春の事例があることも知られていた。

国際労働機関（ILO）およびウガンダ経営者連合が後援した 2008 年の漁業およびタバコ産業における児童労働の調査によると、291 人いた子供のうち大半は長時間にわたって労働しており、71 パーセントは危険な仕事に従事していた。漁業に従事していた子供のうち 31 パーセントは夜に働いており、全員が水系感染症や疲労、けがに悩まされ、HIV/AIDS に感染する高いリスクに晒されていた。タバコ農場の子供は長時間働き、繁忙期には学校を休んだ上、危険な化学薬品や煙、埃に晒されていた。

児童労働法および政策の執行を管轄する機関は、全国子供協議会、警察部隊の子供および家族保護部隊、労働審判所、ジェンダー・労働・社会開発省などだが、予算不足により活動が限定された。ジェンダー・労働・社会開発省は、最悪の児童労働環境で働く子供たちやその他の対象団体に社会サービスを提供し続け、職員、地方の指導者、地区労働監督官の訓練を実施した。同省の地区労働担当者 60 人は、全国の地区レベルの児童労働問題に関する報告を行った。児童労働を中止するこうした取り組みについて、政府は国家児童労働運営委員会を通じて調整を行った。委員会には、ジェンダー・労働・社会開発省、教育省、地方自治省、ウガンダ経営者連合、全国労働組合組織（NOTU）、NGO、ジャーナリスト、および研究者の各代表が参加した。運営委員会は去る 1 月に会合を開いたが、資金と後方支援が不足しているため、地区労働担当者は 2004 年以降、児童労働の監視を行っていない。

政府は児童労働の意識を高める数々の研修会や、情報資料の配布、ラジオやテレビでの議論の後援を行い、児童労働問題について国民を教育した。また、政府は ILO や外国の政府、NGO と協力して、教育や子供のコミュニティへの復帰など、児童労働撲滅の構想に取り組んだ。人権に関するいくつかの NGO は、危険な労働環境から子供を引き離すプログラムを続行した。

人身売買の情報については、以下で国務省が毎年発表する**人身売買報告書**を参照のこと。

www.state.gov/g/tip

e. 許容される労働条件

1984 年、法定最低賃金が月給 6,000 シリング（2.59 ドル）に定められたが、これは労働者や家族に十分な生活水準を保証できる額ではなく、事実上執行されなかった。2003 年、政府と民間セクターは最低賃金を月額 54,000 シリング（23.35 ドル）にすることを決めしたが、これは年末までに履行されなかった。

法律には、地区の労働監督官が「労働条件および仕事上の労働者の保護に関する法規定を確実に執行する」ことについての規定が盛り込まれているが、資金不足が一因となり、年

間を通して監督業務は行われなかった。

時給で労働者を雇う産業では、通常の 1 週間の労働時間は 40 時間だった。法で定められた最高週間勤務時間は 48 時間だが、雇用者と被雇用者が合意すれば例外も認められた。法律の規定では、1 週間に 48 時間を超えて働いた被雇用者は、超過時間については時給を通常の 1.5 倍以上、公休日については 2 倍にされなければならない。また、労働時間は残業を含め、1 日当たり 10 時間、あるいは 1 週間当たり 56 時間を越えてはならない。しかし、3 週間の平均労働時間が 1 日当たり 10 時間、あるいは 1 週間当たり 56 時間を越えていなければ、被雇用者は 1 日 10 時間を超えて働くことができる。被雇用者には、8 時間のシフトごとに 30 分の休憩が与えられる。また、4 ヶ月間継続して雇用されるごとに暦年で 7 日間の年次有給休暇を取得できる。多くの企業は、超過勤務回避の見返りとして、昇給を行うかボーナスを支払った。

法律では労働衛生と安全基準が規定されており、MGLSD の労働衛生局が労働安全規制の執行を管轄した。実際のところは、主に出張用の車と予算の不足により視察はほとんど行われず、基準は守られていなかった。また法律では、労働者が雇用を脅かされることなく健康や安全を害する状況から離脱することができる権利が規定されている。しかし、危険な仕事を拒否したために解雇されたという報告があった。この法律は、外国人や移住労働者を含むすべての労働者に適用された。

NOTU 職員の記録によると、不十分な安全対策により、いくつかの建設事業において年間で 7 人が死亡した。